

Color Scape Guidelines for Metropolitan Tokyo



東京都建設局
都市計画部
景観課



目次

01	ガイドラインの目的	1
02	まちの彩り…東京の色彩	1
03	色彩景観とマンセル表色系	2
04	東京の景観施策と色彩景観の形成	4
05	景観基本軸の色彩	
05-1	臨海景観基本軸	6
05-2	河川系景観基本軸	8
05-3	緑地系景観基本軸	10
06	景観形成特別地区の色彩	
06-1	文化財庭園等景観形成特別地区	12
06-2	水辺景観形成特別地区	14
07	一般地域の色彩	16
08	大規模建築物等(景観条例による事前協議案件)の色彩	
08-1	その他の区域における景観誘導	18
08-2	国会議事堂、迎賓館、絵画館の眺望の保全に関する景観誘導	20
08-3	文化財庭園等の眺望の保全に関する景観誘導	22
08-4	水辺からの眺望に配慮した景観誘導	24
09	屋外広告物の色彩	26
	届出と事前協議の進め方	29

01

ガイドラインの目的



●ガイドラインの目的

東京都は、景観法の施行及び平成18年1月の東京都景観審議会の答申を踏まえ、これまでの景観施策を再構築し、美しく風格のある首都東京を実現するため、平成19年3月に「東京都景観計画」を策定しました。

東京都景観計画では、東京の景観特性を踏まえて地域特性に応じた基準を定め、良好な景観形成を進めていきます。

このガイドラインは、東京都景観計画の景観形成基準のうち、色彩に関する基準について解説したものです。これに基づき都民や事業者、区市町村と連携・協力しながら、街並みの色彩を適切に誘導していきます。

●ガイドラインの使用方法

建築物や工作物の新築・新設、外壁の色彩の変更など、東京都景観計画による届出制度及び大規模建築物等の事前協議制度の対象行為を計画される場合は、計画対象が該当するページを参照してください。地区ごとに色彩の考え方や基準等を示しています。これに基づき色彩計画を検討してください。

02

まちの彩り…東京の色彩



東京を彩る骨格的景観



三鷹市都立野川公園

東京は、江戸開府以来400年の長い歴史と伝統の上に築かれた世界有数の大都市です。

東京には、奥多摩の山々や渓谷、緑豊かな多摩丘陵、武蔵野の雑木林、河川や運河などの多様な水系、そして雄大な太平洋に浮かぶ島々に至るまで変化に富んだ自然が残されています。

東京の景観は、これらの自然を基盤として、形づくられています。自然の景観は季節や時間などによって刻々と変化し、多くの人を魅了してやみません。東京を特徴づけている自然の魅力をより一層引き立てるため、水や緑に近接する建築物等は、自然の色と調和した色彩とすることが大切です。

継承してきた品格ある色彩



千代田区丸の内周辺

東京を彩るもう一つの要素として、建築物に代表される人工的な景観の色彩が挙げられます。

東京の景観は、都市の発展によりその姿をかえてきていますが、特に、周辺に大きな影響を与える規模の大きい建築物は、成熟期を迎えた都市にふさわしい、風格や落ち着きの感じられる色彩とすることが大切です。

街並みの色彩について調和を図り、先人から受け継いだ自然、歴史、文化等の保全のみならず、都市づくり等を通じて、新たに美しく魅力あふれる景観を創出し、都市としての価値を向上させていきます。



03

色彩景観とマンセル表色系

マンセル表色系

私たちは一般に色彩を、赤や青、黄などの色名で表現します。しかし、色名による表現は捉え方に個人差があり、ひとつの色を正確かつ客観的に表すことはできません。

このため、ガイドラインでは、JIS（日本工業規格）などにも採用されている国際的な尺度である「マンセル表色系」を採用しています。

「マンセル表色系」ではひとつの色彩を「色相（いろあい）」、「明度（あかるさ）」、「彩度（あざやかさ）」という3つの尺度の組み合わせによって表現します。

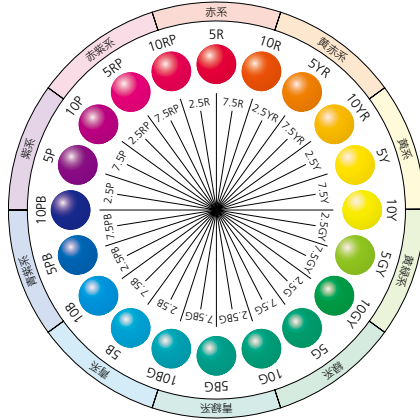
●**色相**は、いろあいを表します。10種の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字をとったアルファベット（R、YR、Y、GY、G、BG、B、PB、P、RP）とその割合を示す0から10までの数字を組み合わせ、10Rや5Yなどのように表記します。また、10RPはOR、10RはOYRと同意です。

●**明度**は、明るさを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。実際には、最も明るい白で明度9.5程度、最も暗い黒で明度1.0程度です。

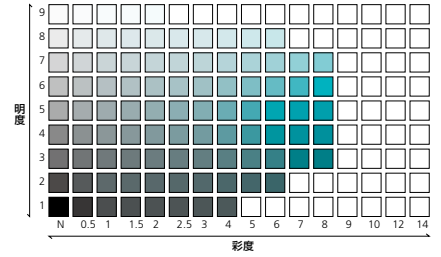
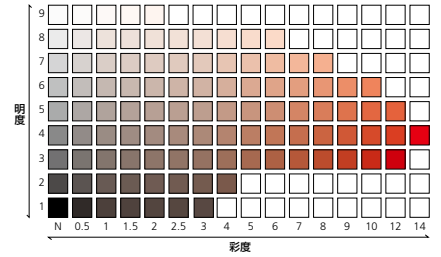
●**彩度**は、鮮やかさを0から14程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きくなり赤の原色の彩度は14程度です。最も鮮やかな色彩の彩度値は色相によって異なり、赤や橙などは14程度、青緑や青などは8程度です。

●**マンセル値**は、これら3つの属性を組み合わせて表記する記号です。

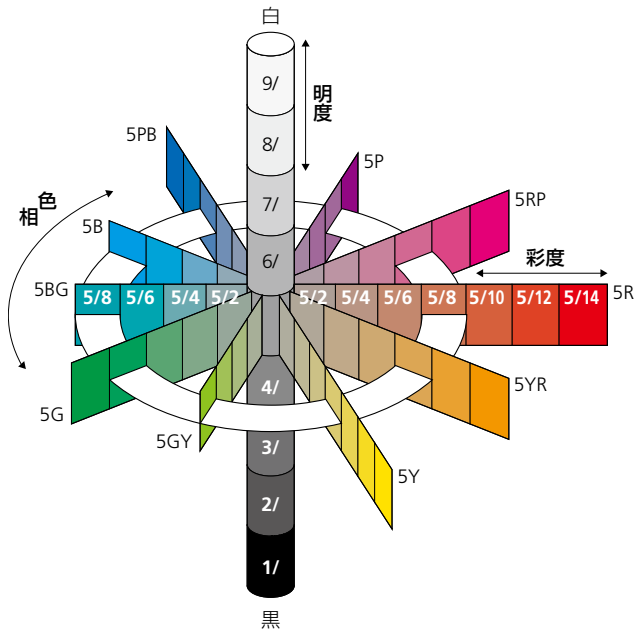
例えば、都の木であるイチョウの葉は、春から夏にかけての盛期で10GY5/6程度、秋の紅葉時で5Y7/8程度です。



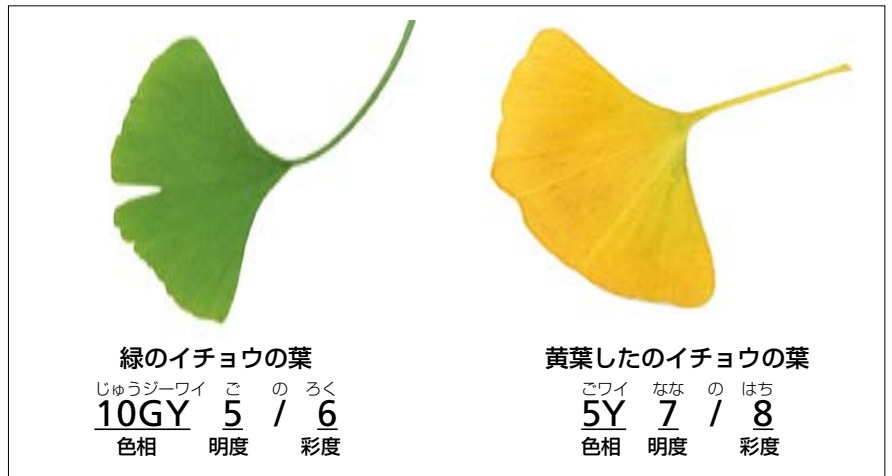
色相（マンセル色相環）



明度（あかるさ）と彩度（あざやかさ）



マンセル表色系のしくみ



緑のイチョウの葉

じゅうじーワイ ご の ろく
10GY 5 / 6
色相 明度 彩度

黄葉したのイチョウの葉

ごワイ なな の はち
5Y 7 / 8
色相 明度 彩度

色相、明度、彩度と景観の関わり

景観は、さまざまな要素の色彩が互いに関係し合いながらひとつの場面を形成しています。ここでは、マンセル表色系の色相、明度、彩度が景観の中でそれぞれ主にどのような役割を果たしているか紹介します。

●色相…建築物としてのなじみやすさに影響

- ・日本の建築物や工作物等の外装色は、大多数が赤、黄赤、黄の暖色系3色相に属しており、一般的にやや暖かみを感じさせる景観を形成しています。
- ・こうした暖色系の色合いは、建築物等の建材として伝統的に用いられてきた自然素材の色相とも符合し、建材の多様化によって色彩の選択肢が広まった現代においても建築外装色の基本となっています。一般に白や灰色として捉えられている漆喰やいぶし瓦などの伝統的建材もわずかに黄みを帯び、全く色味のない無彩色とは異なった暖かみをもっています。
- ・一方、これら3色相以外の青や緑、紫などの色相を基本とした建物は、建築物等の色彩としてはあまり見慣れないものであるため、街並みの中で違和感や冷たさを感じさせる場合があります。
- ・このように色相は建築物としてのなじみやすさに影響を与えています。

●明度…緑を背景とした眺望景観などに影響

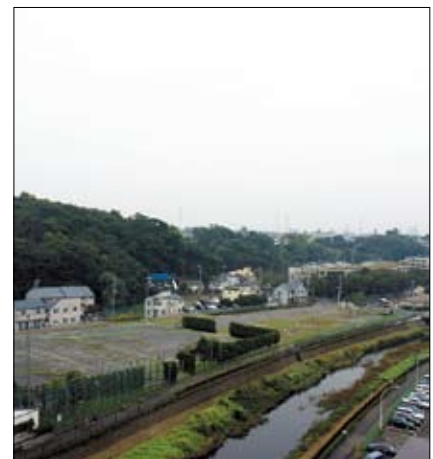
- ・明度は遠距離から見た都市景観の全体像に大きな影響力をもっています。
- ・暗い紺色の地に明るい白の文字、図を配置した道路標識などのように、視認性や可読性が要求される要素には明度対比の強い配色が用いられます。色相の違いや彩度の違いよりも、明度の違い(対比)は遠くからでも認識しやすいからです。
- ・緑の丘陵地を背景とした白い箱状の建築物は周辺の景観の中から突出して見えます。一方、明るさを抑え背景と同様の明度を基調とした建築物や意匠の工夫により陰影を付けた建築物などは背景の緑に融和して見えます。
- ・このように、高所からの眺望や丘陵、山地の緑を背景とした景観、街並みの外観がおぼろげに感じられるような遠方からの眺望では、街並みや緑との明度対比を和らげる工夫が大切になります。

●彩度…街並みの秩序形成に影響

- ・主に近距離、中距離から見た景観に大きな影響力をもつのが彩度です。
- ・彩度の高い色彩は目立ち、低彩度の色彩は周辺の景観に融和します。彩度の高い色彩は、誘目性(人の眼を引きつける度合い)が高く、景観の第一印象に大きな影響を与える要素となります。
- ・こうした、目立ち方の度合いに着目し、それぞれの要素にふさわしい彩度を選択することが大切です。
- ・一般的に、建築物等の色彩は低彩度に属しており、そうした穏やかな色調でそろった街並みでは、落ち着きや品格が感じられるばかりでなく、季節の花々や催事の彩りなどが映え、四季折々の豊かな変化が感じられるものです。
- ・都市の景観の中では派手な建築物や屋外広告物などの色彩が問題となることがありますが、その問題の多くは周囲の景観に対して彩度が高いことに起因するものです。



穏やかな暖色の建築物が連なる景観(品川区天王洲地区)



連続的につながる崖線との調和が求められる景観(狛江市東野川)



庭園の緑が一層鮮やかに引き立つ景観(新宿御苑)

01

ガイドラインの
目的

02

まろやかな
赤系の色彩

03

色彩景観と
マンセル表色系

04

東京の景観施策と
色彩景観の形成

05

景観基本軸
の色彩

06

景観特別地区
の色彩

07

一般地域
の色彩

08

大規模建築物等
の色彩

09

屋外広告物
の色彩

04

東京の景観施策と色彩景観の形成

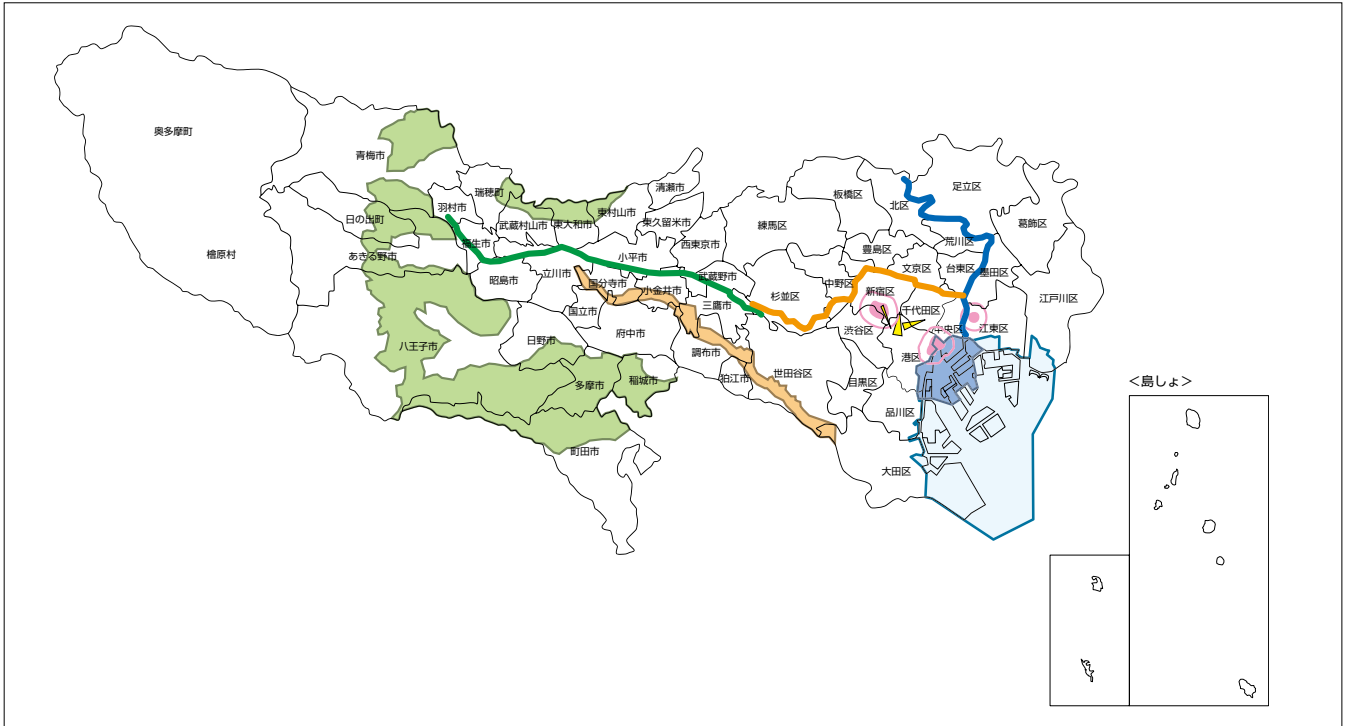
東京の景観施策

東京都景観計画は、都全域を対象とし、美しく風格のある首都東京を実現するための具体的な施策を示すものです。景観法を活用した「届出制度による景観形成」では、計画区域内を地区区分し、景観形成の目標及び基準を定め、一定規模以上の建築行為などを行う場合に、事業着手に先立つ協議を通じて、良好な景観形成を誘導していきます。また、都市づくりと連携した取組みとして、都市計画法や建築基準法の許認可を伴う都市開発諸制度などを適用する計画については、都市計画決定等の手続き開始に先立つ事前協議を行い、良好な景観形成を進めていくこととしています。

建築物や工作物の色彩は、地域の景観を構成する重要な要素であり、建築物等の計画にあたっては、色彩についても十分な配慮が必要となるため、対象となる建築物等の実態調査に基づき、良好な景観形成のための色彩基準を設定しています。

色彩基準の届出対象行為

次に掲げるものは景観法及び東京都景観条例に基づく届出対象となり、色彩ガイドラインが適用されます。このほか、都市開発諸制度等による大規模建築物等（08項参照）も適用対象となります。



凡例

区域名称	届出対象	
景観基本軸	臨海景観基本軸	高さ15m又は延べ(築造)面積3,000m ² 以上
	隅田川景観基本軸	高さ15m又は延べ(築造)面積1,000m ² 以上
	神田川景観基本軸	高さ15m又は延べ(築造)面積1,000m ² 以上
	玉川上水景観基本軸	高さ10m以上
	国分寺崖線景観基本軸	高さ10m又は延べ(築造)面積1,000m ² 以上
景観形成特別地区	丘陵地景観基本軸	高さ10m以上
	文化財庭園等景観形成特別地区 (各庭園の外周線からおおむね 100m～300mの範囲)	高さ20m以上
一般地域	水辺景観形成特別地区	水域に面する建築物等で、規模は臨海景観基本軸、隅田川景観基本軸と同じ
	特別区	高さ60m以上又は延べ(築造)面積30,000m ² 以上
	市町村	高さ45m以上又は延べ(築造)面積15,000m ² 以上

(▼ 国会議事堂、迎賓館、絵画館の眺望を保全する区域 | 08-2 参照)

色彩基準の基本的考え方

色彩基準は、次のような視点に立って設定しています。

- (1) 原色に近い高彩度の色彩は避け、空や樹木の緑、土や石などの自然の色と馴染みやすい、暖色系で低彩度の色彩を基本とする。
- (2) 水辺を生かした景観形成を図る地域や、庭園周辺等の緑が景観の構成要素として重要な地域では、地域の景観特性を踏まえた基準を定め、色彩の誘導を図る。
- (3) 地区計画や面的開発の区域などを対象に、一定の広がりの中で地域特性を踏まえた色彩基準が定められ、良好な景観形成が図られる場合や石材など地域固有の自然素材を使用する場合については、これを尊重する。



開放的な景観が広がる隅田川河口

色彩基準における面積比の考え方

景観計画では、建築物等の色彩について、届出対象に応じて適切な面積配分を設け、マンセル値による色彩基準を設定するとともに、周辺景観との調和を図ることとしています。

●基本色

・ 外壁各面の4/5は、基本色の基準に適合した色彩を用いてください。

●強調色

・ 外壁に表情をつける場合などは、外壁各面の1/5について、強調色の基準に適合した色彩を用いることができます。(景観基本軸は、基本色のみの基準を設定しています。)

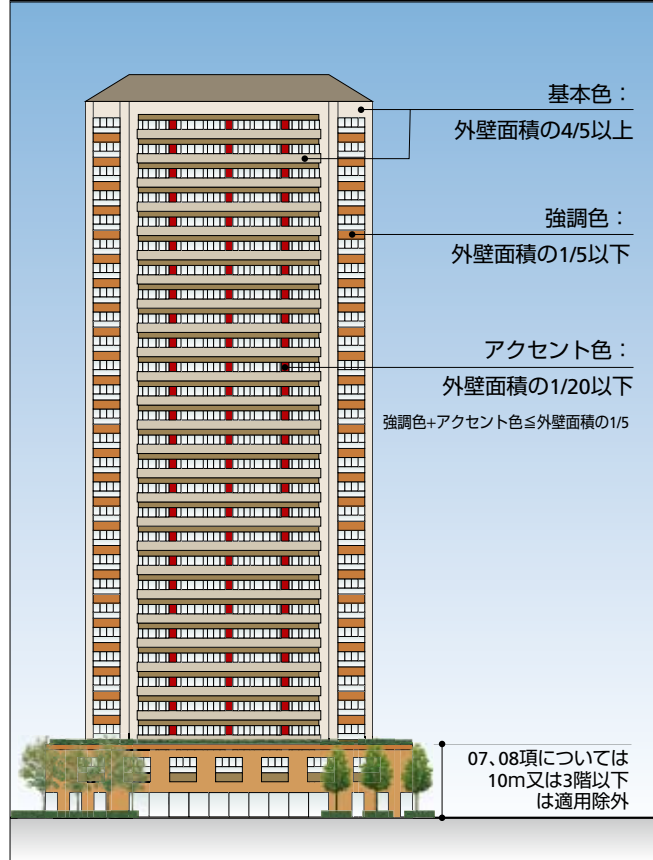
●アクセント色

・ 強調色の他に外壁にアクセントをつける場合は、外壁各面の1/20に限って、アクセント色の基準に適合した色彩を用いることができます。ただし、強調色とアクセント色の総量は外壁各面の1/5以内とします。
(08項の大規模建築物等に適用される基準です。(その他の区域を除く。))

●屋根色(勾配屋根)

・ 勾配屋根の色彩は、屋根色の基準に適合した色彩を用いてください。(陸屋根の屋根面には適用されません。)

色彩基準における面積比の考え方(イメージ)



色彩基準の例外

(1) 次のような場合については、景観審議会などの意見を聴取した上で、色彩基準によらないことができます。

- ・ 地区計画や面的開発の区域などを対象に、一定の広がりの中で地域特性を踏まえた色彩基準が定められ、良好な景観形成が図られる場合
- ・ 石材などの地域固有の自然素材(自然石のほか、質感の豊かなタイルやレンガ、木材など)を使用する場合
- ・ 橋梁等で都民となじみが深く、地域のイメージの核となっており、地域のランドマークの役割を果たしているもの
- ・ その他、良好な景観の形成に貢献するなど、本計画の実現に資する色彩計画

(2) 工作物の色彩については、他の法令等で使用する色彩が決まっているもの、コースターなどの遊戯施設で、壁面と認識できる部分をもたないものは、色彩基準によらないことができます。

(3) 高彩度色として認識されるような着色をしていないガラスについては、周辺の景観や空の色彩などを反映し、その色彩が一定でないことからこの色彩基準によらないことができます。ただし、色彩基準の考え方を十分踏まえて計画してください。

05-1

景観基本軸の色彩 …臨海景観基本軸

色彩基準の対象

以下のような行為は、色彩基準の対象となります。

区域名称	区域の範囲	届出行為	届出規模
臨海景観基本軸	海域及び海と一体となって景観をつくり出している陸域とする。 なお、内陸の沿岸部については、海上や対岸からの見え方、近接する隅田川景観基本軸との関係などを検討し、水際から50mの陸域及び葛西沖開発土地区画整理事業によって埋め立てられた陸域とする。	建築物の建築等 (新築・増築・改築・移転・外観の変更 [修繕・模様替・色彩変更])	高さ15m又は延べ面積3,000m ² 以上
		工作物の建設等 (新設・増築・改築・移転・外観の変更 [修繕・模様替・色彩変更])	高さ15m又は築造面積3,000m ² 以上

色彩景観の現況

●臨海景観基本軸

- ・臨海部を取り囲むように高層の建築物が建ち並び、東京の景観を一望できる優れた立地に、景観に配慮した副都心を形成しつつあります。こうした建築物の色彩は、明るい無彩色や暖色系色相の低彩度色が中心となっています。
- ・東京港最奥部では、隅田川河口へと続く水域を中心に、都市施設と港湾施設が融合した景観を形成しています。また、水域の中心部にはふ頭などの港湾施設が集積しています。港湾施設の中には、航空法で規定された赤白のクレーンなども見られダイナミックな色彩要素となっています。

色彩景観形成の考え方

- ・外壁の基本色は、海や空の色彩と調和した開放感のある景観を形成するために、低明度色の使用は避けるとともに、落ち着いた潤いのある景観を形成するために低彩度の色彩を基本とします。
- ・屋根を設ける場合は、水や空などの色彩がより鮮やかに感じられるよう、彩度を抑えた色彩を用いるものとします。



臨海景観基本軸の現況(港区芝浦からの眺望)

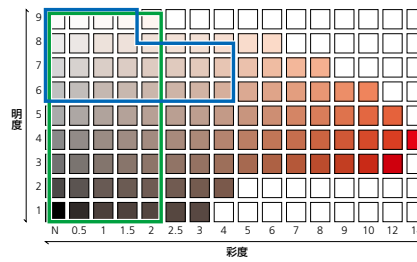


臨海景観基本軸の現況(品川区品川ふ頭周辺)

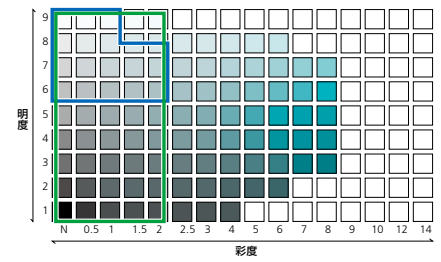
色彩基準による使用可能色の範囲

基準の適用部位・面積	色相	明度	彩度
外壁基本色	OR～4.9YR	6以上8.5未満の場合	4以下
		8.5以上の場合	1.5以下
	5.0YR～5.0Y	6以上8.5未満の場合	4以下
		8.5以上の場合	2以下
	その他	6以上8.5未満の場合	2以下
		8.5以上の場合	1以下
屋根色	5.0YR～5.0Y	—	4以下
	その他	—	2以下

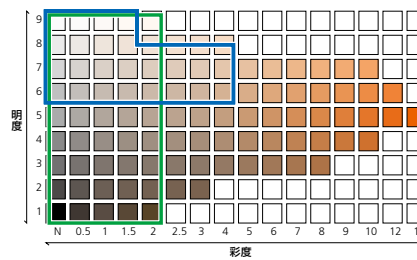
R (赤) 系の色相



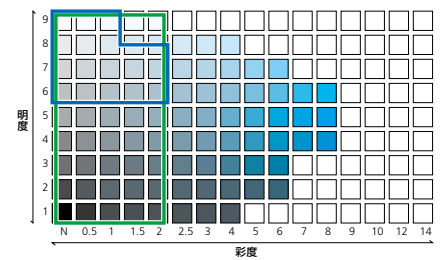
BG (青緑) 系の色相



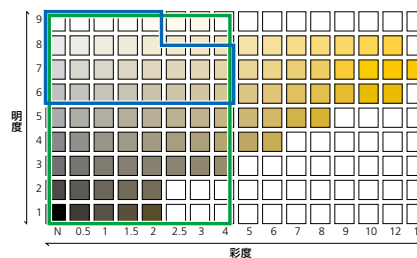
0YR～4.9YR (黄赤) 系の色相



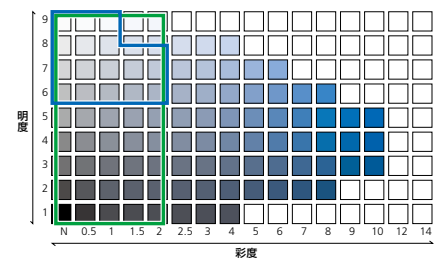
B (青) 系の色相



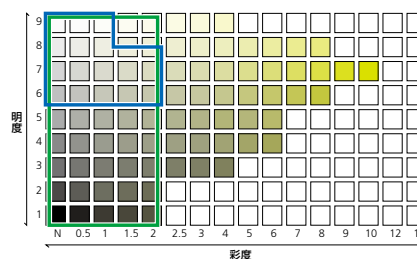
5YR (黄赤)～5Y (黄) 系の色相



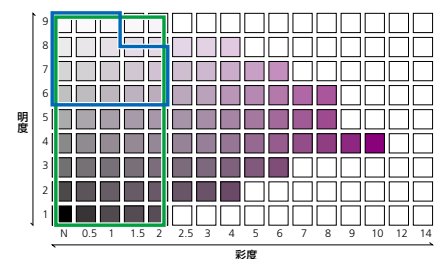
PB (青紫) 系の色相





5.1Y (黄) 系～GY (黄緑) 系の色相



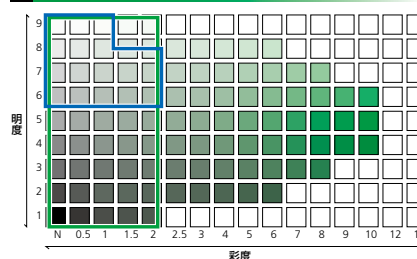
P (紫) 系の色相



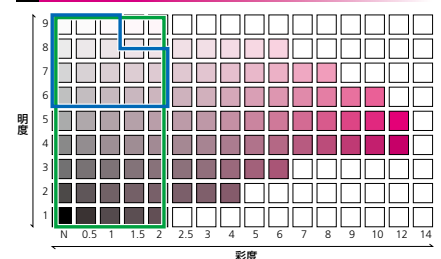
凡例

-  外壁基本色の使用可能範囲
(外壁の4/5はこの範囲から選択)
-  屋根色の使用可能範囲

G (緑) 系の色相



RP (赤紫) 系の色相



05-2

景観基本軸の色彩 …河川系景観基本軸

色彩基準の対象

以下のような行為は、色彩基準の対象となります。

区域名称	区域の範囲	届出行為	届出規模
隅田川景観基本軸	隅田川の区域及び隅田川の両側からそれぞれ50mの陸上の区域を合わせた部分とする。	建築物の建築等 (新築・増築・改築・移転・外観の変更 [修繕・模様替・色彩変更])	高さ15m又は延べ面積1,000m ² 以上
		工作物の建設等 (新設・増築・改築・移転・外観の変更 [修繕・模様替・色彩変更])	高さ15m又は築造面積1,000m ² 以上
神田川景観基本軸	神田川の区域及び神田川の両側からそれぞれ30mの陸上の区域を合わせた部分及び日本橋川とする。	建築物の建築等 (新築・増築・改築・移転・外観の変更 [修繕・模様替・色彩変更])	高さ15m又は延べ面積1,000m ² 以上
		工作物の建設等 (新設・増築・改築・移転・外観の変更 [修繕・模様替・色彩変更])	高さ15m又は築造面積1,000m ² 以上

色彩景観の現況

●隅田川景観基本軸

- ・東京湾臨海部から連なる河口部の新しい都市景観と古くからの都市である浅草、蔵前などの下町の景観などで構成されています。
- ・川沿いの建築物は、暖色系色相の低彩度色を基調としたものが主体ですが、一部にはやや色味の強い赤系や青系の建築物も立地しており、周囲からやや突出して見える存在となっています。

●神田川景観基本軸

- ・隅田川との合流点付近など下流部では沿岸に隙間なく建築物が建ち並ぶ景観となっており、多様な規模・年代の建築物が混在していますが、ほとんどの建築物が暖色系の色相を基本としています。
- ・中、上流部は住宅地の間を流れており、緑地帯や遊歩道の整備が進んでいます。川沿いの建築物は、戸建て住宅を中心とする住居系が主体となることから、暖色系色相の中・低彩度色が基本となっています。



隅田川景観基本軸の現況(中央区勝どき橋からの眺望)



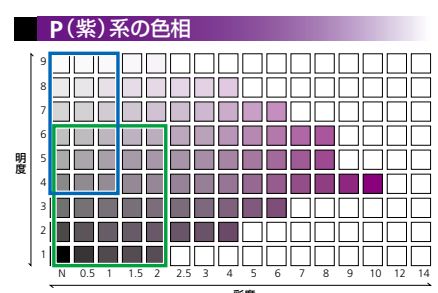
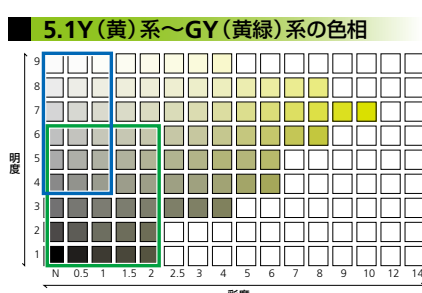
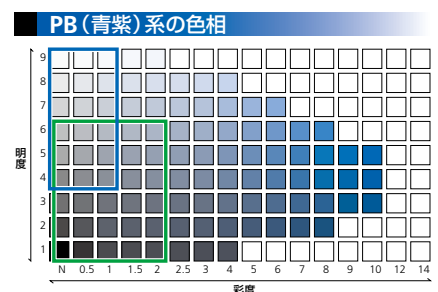
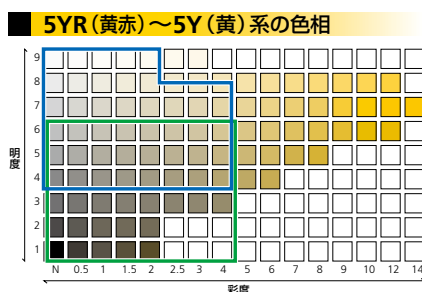
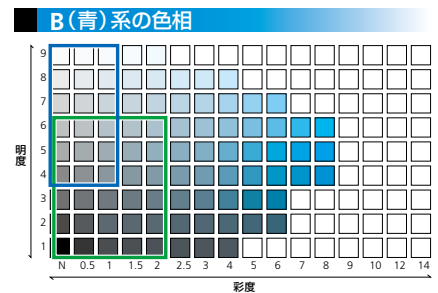
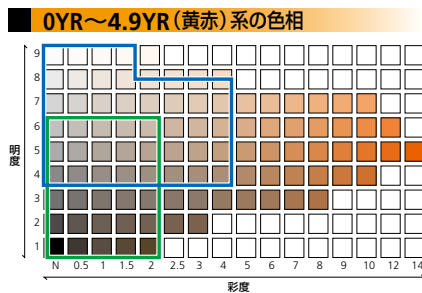
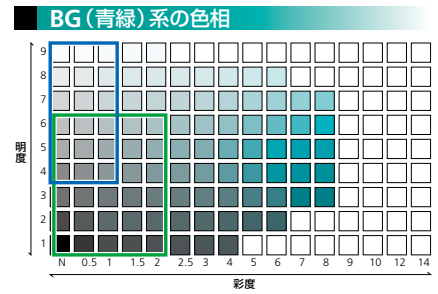
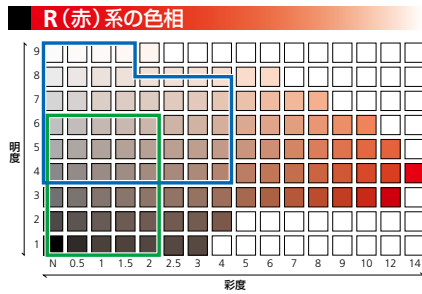
神田川景観基本軸の現況(杉並区久我山周辺)

色彩景観形成の考え方

- ・外壁の基本色は、隅田川の水面や神田川沿岸の緑が映え周囲の街並みと調和する低彩度の色彩とし、暖色系の色相を基本とします。
- ・屋根を設ける場合は、周囲の街並みから突出しないよう明度や彩度を抑えた色彩を用いることとします。

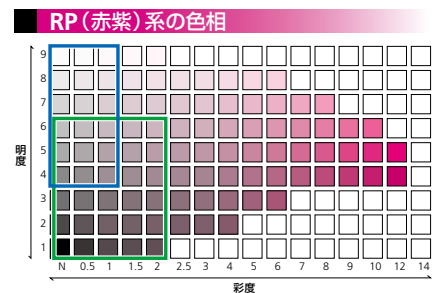
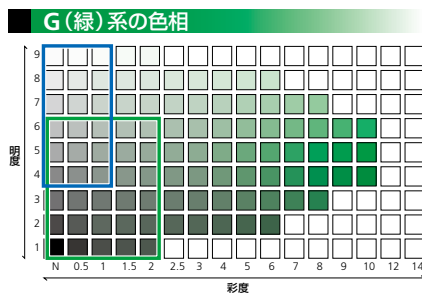
色彩基準による使用可能色の範囲

基準の適用部位・面積	色相	明度	彩度
外壁基本色	0R～4.9YR	4以上8.5未満の場合	4以下
		8.5以上の場合	1.5以下
	5.0YR～5.0Y	4以上8.5未満の場合	4以下
		8.5以上の場合	2以下
	その他	4以上8.5未満の場合	1以下
		8.5以上の場合	1以下
屋根色	5.0YR～5.0Y	6以下	4以下
	その他		2以下



凡例

- 外壁基本色の使用可能範囲 (外壁の4/5はこの範囲から選択)
- 屋根色の使用可能範囲



01 ガイドラインの目的

02 まちの彩り 東京の色彩

03 マンセル色彩計とマンセル表色系

04 東京の景観施策と色彩景観の形成

05 景観基本軸の色彩

06 景観形成特別地区の色彩

07 一般地域の色彩

08 大規模建築物等の色彩

09 屋外広告物の色彩

05-3

景観基本軸の色彩 … 緑地系景観基本軸

色彩基準の対象

以下のような行為は、色彩基準の対象となります。

区域名称	区域の範囲	届出行為	届出規模
玉川上水景観基本軸	玉川上水の中心から両側それぞれ100mの区域とする。	建築物の建築等 (新築・増築・改築・移転・外観の変更 [修繕・模様替・色彩変更])	高さ10m以上
		工作物の建設等 (新設・増築・改築・移転・外観の変更 [修繕・模様替・色彩変更])	高さ10m以上
国分寺崖線景観基本軸	国分寺崖線及び国分寺崖線と一体となつて景観をつくり出している地域で、国分寺崖線の低地側においては、崖線と低地との境界部からおおむね360mまでの範囲、台地側においては、崖線と台地との境界部からおおむね80mまでの範囲とする。	建築物の建築等 (新築・増築・改築・移転・外観の変更 [修繕・模様替・色彩変更])	高さ10m又は延べ面積1,000m ² 以上
		工作物の建設等 (新設・増築・改築・移転・外観の変更 [修繕・模様替・色彩変更])	高さ10m又は築造面積1,000m ² 以上
丘陵地景観基本軸	丘陵地の山裾からおおむね500mまでの区域とする。	建築物の建築等 (新築・増築・改築・移転・外観の変更 [修繕・模様替・色彩変更])	高さ10m以上
		工作物の建設等 (新設・増築・改築・移転・外観の変更 [修繕・模様替・色彩変更])	高さ10m以上

色彩景観の現況

●玉川上水景観基本軸

・玉川上水とその両側の街路樹や庭木など、連続的な緑の中に戸建て住宅や併用住宅、集合住宅が立地しています。建築物の意匠や規模は多様ですが、色彩については暖色系色相の低彩度色が中心です。

●国分寺崖線景観基本軸

・野川の段丘崖が断続的に連なり、起伏のある緑を背景とした住宅地が形成されているほか、崖線近くには古くからの農家なども点在しています。色彩については、全般に暖色系色相の低彩度色が基本となっていますが、白い箱形の建築物など、崖線の緑から突出している例も見られます。

●丘陵地崖線景観基本軸

・丘陵を背景とした谷戸地に、戸建て住宅や集合住宅など建築物が立地しています。色彩についてはおおむね穏やかな色調を基本としており、特に明るさや鮮やかさを抑えた屋根の色彩が自然と融和する景観をつくり出しています。

色彩景観形成の考え方

- ・外壁の基本色は、背景や前景となる上水や丘陵の緑にとけ込み、周囲の街並みに違和感なく調和する低彩度の色彩とし、暖色系の色相を基本とします。また、自然の緑との対比が極端に強い明るい色調は避けることとします。
- ・屋根の色彩は、周囲の自然や街並みから突出しないよう、明度や彩度を抑えた色彩を用いることとします。



玉川上水景観基本軸の現況（三鷹市井の頭周辺）



国分寺崖線景観基本軸の現況（狛江市東野川周辺）

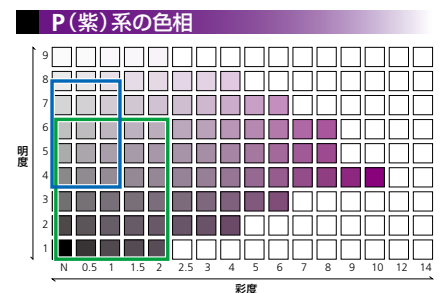
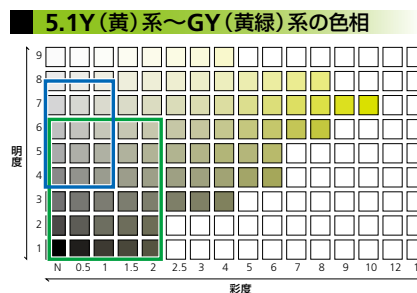
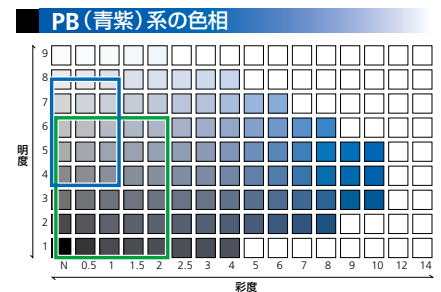
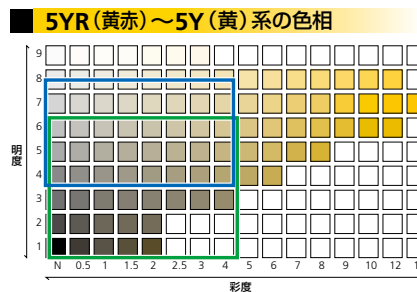
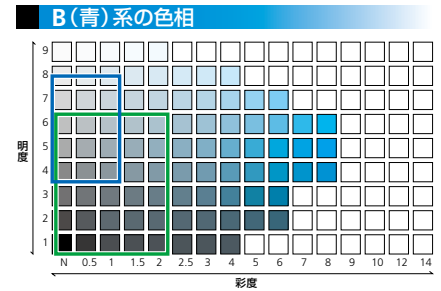
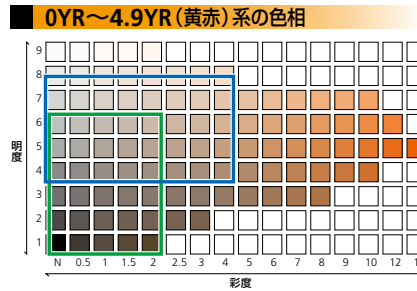
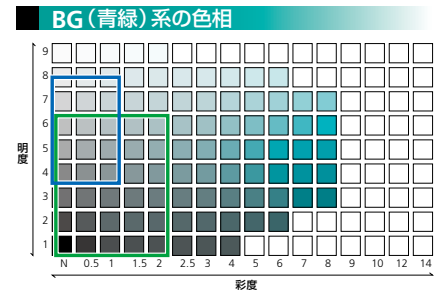
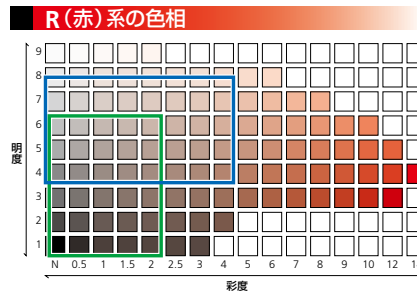


丘陵地景観基本軸の現況（日野市平山周辺）





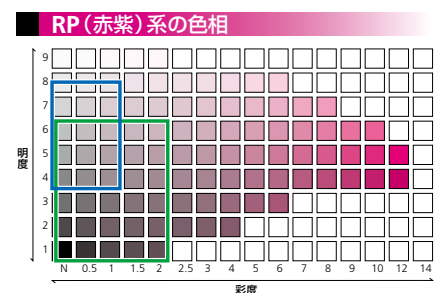
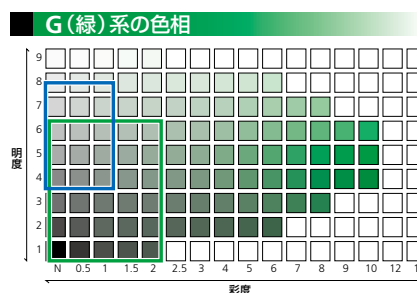
色彩基準による使用可能色の範囲

基準の適用部位・面積	色相	明度	彩度
外壁基本色	0R～5.0Y	4以上8.5未満	4以下
	その他		1以下
屋根色	5.0YR～5.0Y	6以下	4以下
	その他		2以下



凡例

-  外壁基本色の使用可能範囲
(外壁の4/5はこの範囲から選択)
-  屋根色の使用可能範囲



06-1

景観形成特別地区の色彩 …文化財庭園等景観形成特別地区

色彩基準の対象

以下のような行為は、色彩基準の対象となります。

区域名称	区域の範囲	届出行為	届出規模
文化財庭園等 景観形成特別地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浜離宮恩賜庭園 ・ 旧芝離宮恩賜庭園 ・ 清澄庭園 ・ 新宿御苑 各庭園の外周線からおおむね100mから300mの範囲とする。	建築物の建築等 (新築・増築・改築・移転・外観の変更 [修繕・模様替・色彩変更])	高さ20m以上
		工作物の建設等 (新設・増築・改築・移転・外観の変更 [修繕・模様替・色彩変更])	高さ20m以上

色彩景観の現況

● 浜離宮恩賜庭園周辺

・ 浜離宮恩賜庭園は超高層ビルが集積する汐留地区に隣接しています。また庭園の北東側には銀座や築地市場へと通じる市街地が形成されています。汐留地区は多くの建築物が暖色系の低彩度色を基調としています。また、周辺の街並みも全般に落ち着きのある色彩が基本となっています。



浜離宮恩賜庭園周辺の現況 (中央区築地周辺)

● 旧芝離宮恩賜庭園周辺

・ 旧芝離宮恩賜庭園周辺は、浜松町周辺の市街地となっており、汐留地区の再開発と連動した比較的新しい商業・業務ビルが多数立地しています。色彩については、高明度、低彩度色を基調としたものが多く明るく穏やかな街並み景観を形成しています。



旧芝離宮恩賜庭園周辺の現況 (港区浜松町周辺)

● 清澄庭園周辺

・ 清澄庭園周辺には、マンションや戸建住宅、商店街、工場や倉庫など多様な用途の建築物が混在しています。これらの建築物のほとんどは、暖色系色相の中・低彩度色を基本としていますが、周囲からやや突出して見える鮮やかな寒色系の色彩を基本とした建物等も見られます。



清澄庭園周辺の現況 (江東区三好周辺)

● 新宿御苑周辺

・ 新宿御苑周辺は、四谷や代々木周辺の市街地となっており、商業・業務ビルやマンション等が集積しています。これらの建築物は規模には大小があるものの、ほとんどが暖色系色相の中・低彩度、中・高明度の外壁色を使用しています。一部のビル等では、彩度の高い色彩が使用されており、周辺の建物との連続性を乱す要因となっています。



新宿御苑周辺の現況 (新宿区四谷周辺)

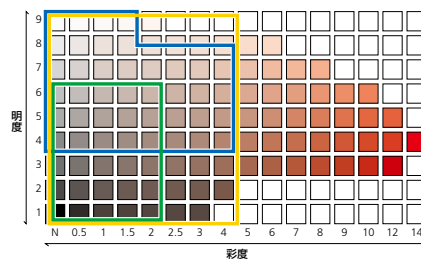
色彩景観形成の考え方

- ・ 外壁の大部分については、各庭園の豊かな緑を生かした景観の形成を図るため、庭園の緑の彩度程度を上限とします。(夏季の一般的な樹木の緑の彩度が6程度です。)
- ・ 勾配屋根を設ける場合は、庭園の緑から突出しないよう明度や彩度を抑えた色彩を用いることとします。

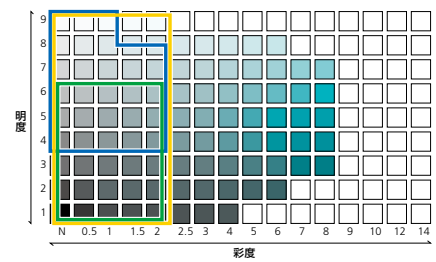
色彩基準による使用可能色の範囲

基準の適用部位・面積	色相	明度	彩度
外壁基本色	0R～4.9YR	4以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	4以下 1.5以下
	5.0YR～5.0Y	4以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	6以下 2以下
	その他	4以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	2以下 1以下
強調色	0R～4.9YR 5.0YR～5.0Y その他	—	4以下 6以下 2以下
屋根色(勾配屋根)	5.0YR～5.0Y	6以下	4以下
	その他		2以下

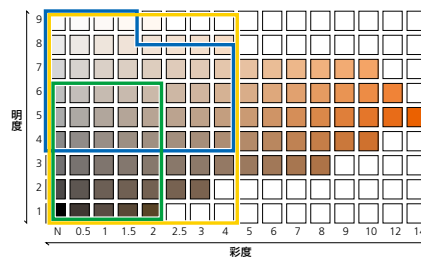
R(赤)系の色相



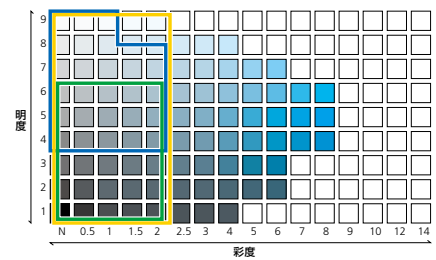
BG(青緑)系の色相



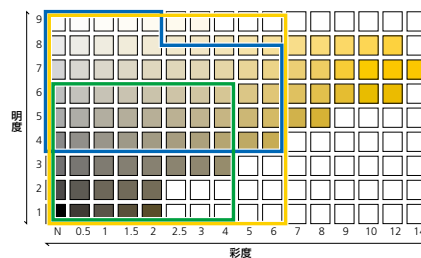
0YR～4.9YR(黄赤)系の色相



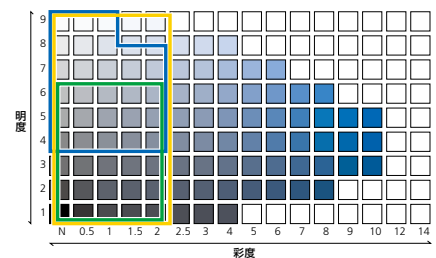
B(青)系の色相



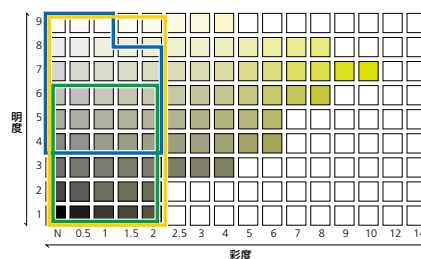
5YR(黄赤)～5Y(黄)系の色相



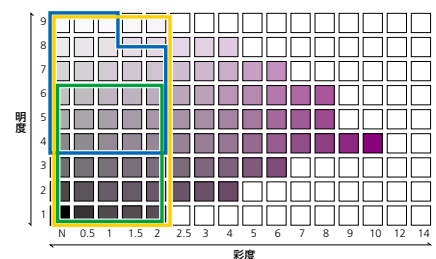
PB(青紫)系の色相



5.1Y(黄)系～GY(黄緑)系の色相



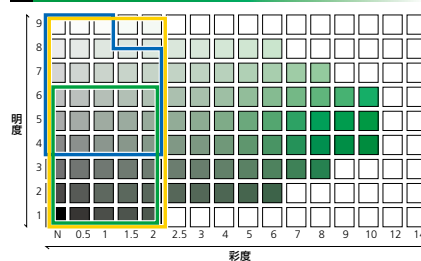
P(紫)系の色相



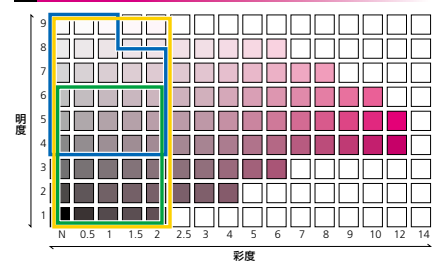
凡例

- 外壁基本色の使用可能範囲
(外壁の4/5はこの範囲から選択)
- 外壁強調色の使用可能範囲
(外壁の1/5以下で使用可能)
- 屋根色の使用可能範囲

G(緑)系の色相



RP(赤紫)系の色相



06-2

景観形成特別地区の色彩 …水辺景観形成特別地区

色彩基準の対象

以下のような行為は、色彩基準の対象となります。

区域名称	区域の範囲	届出行為	届出規模
水辺景観形成特別地区	観光スポットや運河ルネッサンス推進地区を結ぶ水上バスの主要ルート、都市再生緊急整備地域の指定を受け土地利用転換が進められている東京臨海地域、五輪メインスタジアムなどの施設候補地などを含み、水辺の魅力を世界に発信していく上で、特に重要な区域とする。	建築物の建築等 (新築・増築・改築・移転・外観の変更 [修繕・模様替・色彩変更])	水域に面するもので高さ15m以上 (臨海景観基本軸の区域は、高さ15m 又は延べ面積3,000m ² 以上) (隅田川景観基本軸の区域は、高さ15 m又は延べ面積1,000m ² 以上)
		工作物の建設等 (新設・増築・改築・移転・外観の変更 [修繕・模様替・色彩変更])	水域に面するもので高さ15m以上 (臨海景観基本軸の区域は、高さ15m 又は築造面積3,000m ² 以上) (隅田川景観基本軸の区域は、高さ15 m又は築造面積1,000m ² 以上)

色彩景観の現況

●水辺景観形成特別地区

- ・本地区は海や運河などの水域により、豊かな水辺の空間が形成されており、水辺を生かした観光まちづくりが推進されています。
- ・台場や有明周辺の商業・業務ビルは、明るい低彩度色を基調としたものが多く、水辺の景観にふさわしい拡がりを感じさせる開放的な雰囲気を出しています。本地区には倉庫等の港湾施設もみられ、一部に派手な色彩も見られますが、全般には明るく穏やかな色使いが基本となっています。

色彩景観形成の考え方

- ・外壁については、水際や水上からの視点に配慮し、水や緑の色彩が映える潤いのある景観を形成するため、中彩度・低彩度の色彩を基本とします。
- ・また、基本色については明るく開放的な景観を阻害しないよう低明度色の使用を規制します。(東京港の海水面の平均的な明度が6程度です。)
- ・勾配屋根を設ける場合は、水や空などの色彩がより鮮やかに感じられるよう、彩度を抑えた色彩を用いることとします。



水辺景観形成特別地区の現況(月島・勝どき周辺)

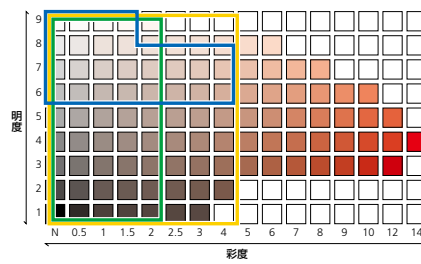


水辺景観形成特別地区の現況(港区芝浦周辺)

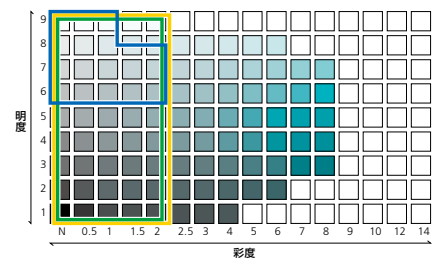
色彩基準による使用可能色の範囲

基準の適用部位・面積	色相	明度	彩度
外壁基本色	0R～4.9YR	6以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	4以下 1.5以下
	5.0YR～5.0Y	6以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	4以下 2以下
	その他	6以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	2以下 1以下
強調色	0R～4.9YR	—	4以下
	5.0YR～5.0Y		6以下
	その他		2以下
屋根色(勾配屋根)	5.0YR～5.0Y	—	4以下
	その他		2以下

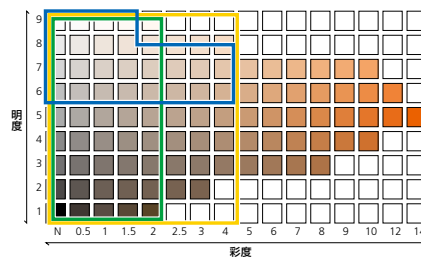
R(赤)系の色相



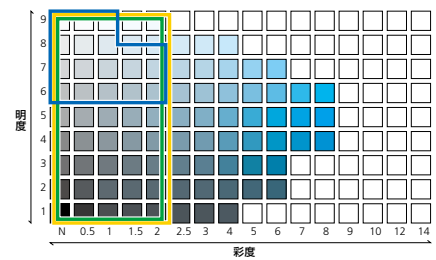
BG(青緑)系の色相



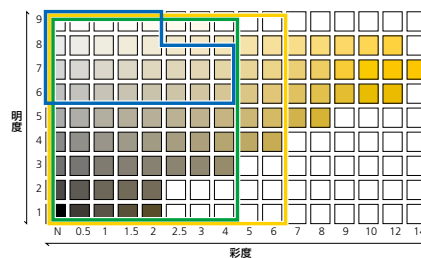
0YR～4.9YR(黄赤)系の色相



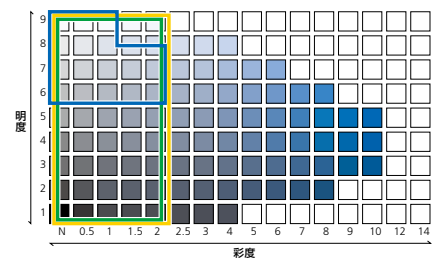
B(青)系の色相



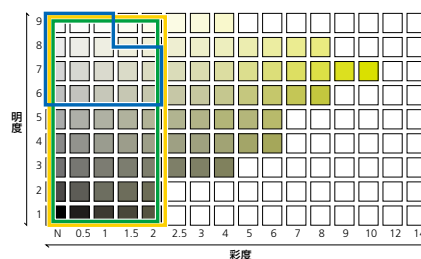
5YR(黄赤)～5Y(黄)系の色相



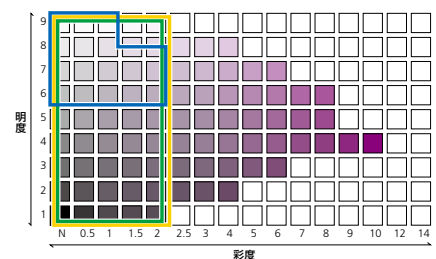
PB(青紫)系の色相



5.1Y(黄)系～GY(黄緑)系の色相



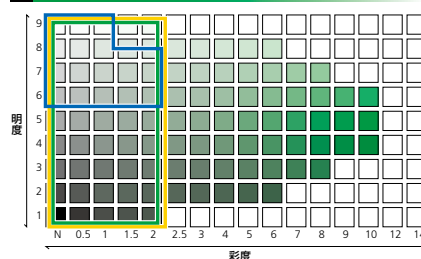
P(紫)系の色相



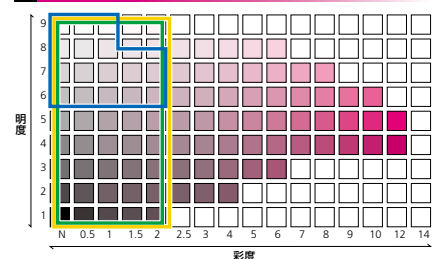
凡例

- 外壁基本色の使用可能範囲
(外壁の4/5はこの範囲から選択)
- 外壁強調色の使用可能範囲
(外壁の1/5以下で使用可能)
- 屋根色の使用可能範囲

G(緑)系の色相



RP(赤紫)系の色相



07

一般地域の色彩

色彩基準の対象

周辺景観に特に大きな影響を与える以下のような行為は、色彩基準の対象となります。

区域名称	区域の範囲	届出行為	届出規模
一般地域	景観計画区域のうち、景観基本軸及び景観形成特別地区以外の地域を一般地域とする。	建築物の建築等 (新築・増築・改築・移転・外観の変更 [修繕・模様替・色彩変更])	特別区 高さ60m又は延べ面積30,000m ² 以上 市町村 高さ45m又は延べ面積15,000m ² 以上
		工作物の建設等 (新設・増築・改築・移転・外観の変更 [修繕・模様替・色彩変更])	特別区 高さ60m又は築造面積30,000m ² 以上 市町村 高さ45m又は築造面積15,000m ² 以上

色彩景観の現況

●一般地域

- ・一般地域は、都全域が対象であり、都心部の商業・業務景観から、多摩地域の丘陵部まで多様に立地する高層建築物は、その場所や地区ごとの様々な特徴的な景観をつくり出しています。
- ・特別区や多摩地域の生活拠点となる駅周辺の市街地では、暖色系色相を中心とした中・低彩度の色彩景観が基本となっています。
- ・多摩地域の郊外を中心としたエリアでは、緑の丘陵を背景に建築物が点在する景観が見られます。こうした場所では、緑との調和を考慮した穏やかな色使いが基本となっています。

色彩景観形成の考え方

- ・計画にあたっては、地域の景観特性を把握し、周辺の街並みや自然との調和を考慮した色彩を基本とします。
- ・外壁については、落ち着きが感じられ、水や緑などの存在や周辺の街並み景観を妨げないように配慮し、中彩度までの色彩を基本とします。
- ・外壁のアクセントとして用いる色彩について、その面積は外壁各面の5%以下とし、主に建物中低層部で用いるようにして下さい。



街並みの現況例（中央区京橋周辺）



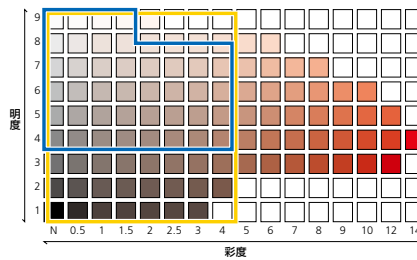
街並みの現況例（千代田区一ツ橋周辺）

色彩基準による使用可能色の範囲

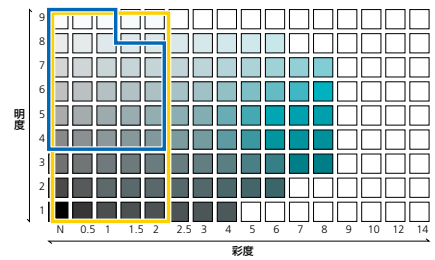
基準の適用部位・面積	色相	明度	彩度
外壁基本色	0R～4.9YR	4以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	4以下 1.5以下
	5.0YR～5.0Y	4以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	6以下 2以下
	その他	4以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	2以下 1以下
強調色	0R～4.9YR	—	4以下
	5.0YR～5.0Y		6以下
	その他		2以下

※大規模建築物等の低層部には、にぎわいや潤いを創出する空間を積極的に整備していく観点から、色彩の誘導範囲は、原則として、高さ10m又は3階以上とします。

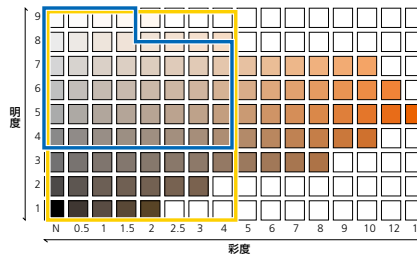
R(赤)系の色相



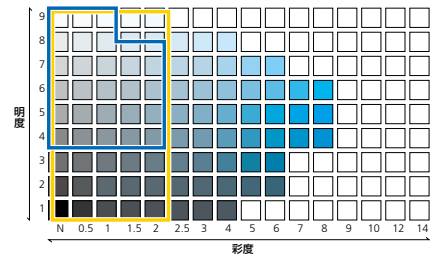
BG(青緑)系の色相



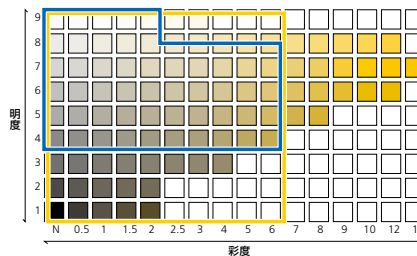
0YR～4.9YR(黄赤)系の色相



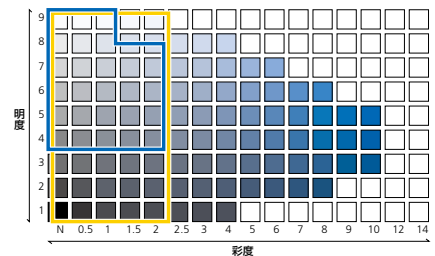
B(青)系の色相



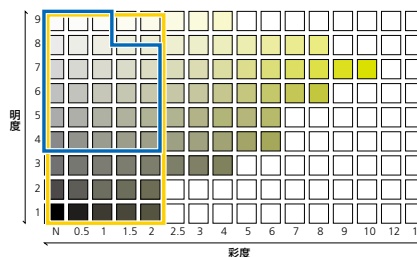
5YR(黄赤)～5Y(黄)系の色相



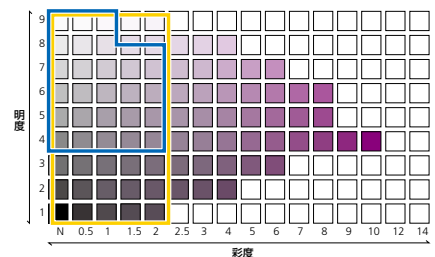
PB(青紫)系の色相





5.1Y(黄)系～GY(黄緑)系の色相



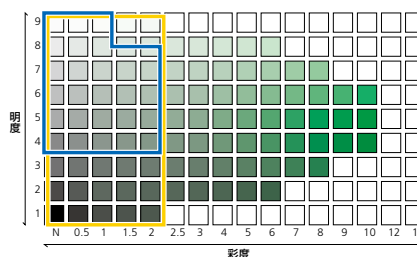
P(紫)系の色相



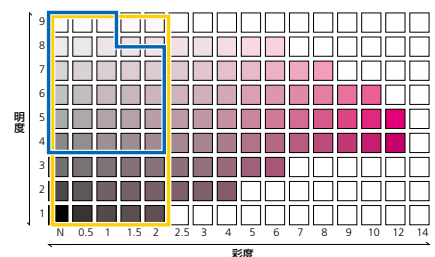
凡例

-  外壁基本色の使用可能範囲
(外壁の4/5はこの範囲から選択)
-  外壁強調色の使用可能範囲
(外壁の1/5以下で使用可能)

G(緑)系の色相



RP(赤紫)系の色相



08-1

大規模建築物等（景観条例による事前協議案件）の色彩
…その他の区域（08-2～08-4以外の区域）における景観誘導

色彩基準の対象

以下のような行為は、色彩基準の対象となります。

色彩基準の対象	都市開発手法	誘導区域
大規模建築物等の 事前協議対象 (08-1～08-4共通)	<ul style="list-style-type: none"> 市街地再開発事業〔都市計画法第12条第1項第4号〕及び高度利用地区〔都市計画法第8条第1項第3号〕 特定街区〔都市計画法第8条第1項第4号〕 都市再生特別地区〔都市計画法第8条第1項第4号の2〕 再開発等促進区を定める地区計画〔都市計画法第12条の5第3項〕 総合設計〔建築基準法第59条の2〕（東京都が許可するもの） PFI法に基づく事業及びPFI的手法に基づく事業（景観基本軸及び景観形成特別地区内で行われる事業に限る） 鉄道駅構内等開発計画 鉄道駅構内等開発計画に関する指導基準（平成2年4月東京都都市計画局決定）に基づく、鉄道駅構内等における開発 	都内全域 （国会議事堂、迎賓館及び明治神宮聖徳記念絵画館の周辺区域、浜離宮恩賜庭園など文化財庭園等の周辺区域、水辺景観形成特別地区の区域については、08-2～08-4に定める基準による。）

目的

- 特定街区や総合設計など都市開発諸制度などを適用して計画される建築物は、大規模で周辺の景観に与える影響が大きいため、計画の早い段階から事業者と景観形成基準に基づく協議を行い、街並みと調和した質の高い開発を誘導していくこととします。

大規模建築物等の色彩の現況

- 大規模建築物等の色彩は、全体の8割程度がYR（黄赤）やY（黄）などの暖色系色相を基本としており、明度は7以上の明るい色調が全体の7割程度を占めています。また、彩度は3以下の色彩を基調とするものが9割程度に達しています。

色彩景観形成の考え方

- 大規模建築物等の色彩は、暖色系を主体としつつ、明度の低い暗い色彩や、彩度の高い鮮やかな色彩を避け、多くの建物が継承してきた品格のある東京の景観をより洗練させながら継承していくことが大切です。
- 外壁の基本色は、品格のある低彩度色に限定するとともに、外観に大きな影響を与える強調色についても落ち着きを感じられる中彩度までの色彩とします。
- 外壁のアクセントとして用いる色彩について、その面積は外壁各面の5%以下とし、主に建物中低層部で用いるようにして下さい。



大規模建築物等の現況（品川区品川駅周辺）



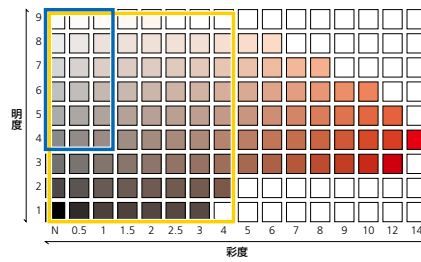
大規模建築物等の現況（荒川区南千住周辺）

色彩基準による使用可能色の範囲

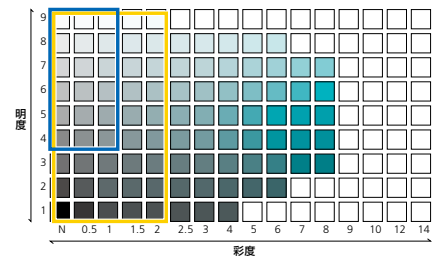
基準の適用部位・面積	色相	明度	彩度
外壁基本色	0YR～5.0Y	4以上8.5未満の場合	3以下
	その他	8.5以上の場合	1.5以下
強調色	0R～4.9YR	—	4以下
	5.0YR～5.0Y		6以下
	その他		2以下

※大規模建築物等の低層部には、にぎわいや潤いを創出する空間を積極的に整備していく観点から、色彩の誘導範囲は、原則として、高さ10m又は3階以上とします。

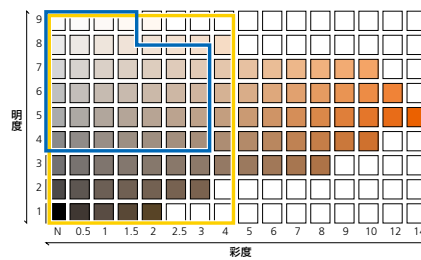
R(赤)系の色相



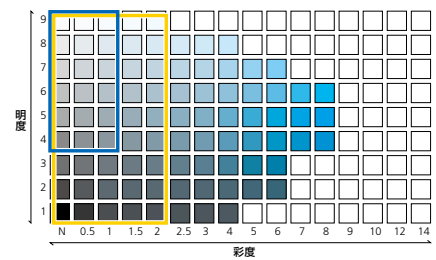
BG(青緑)系の色相



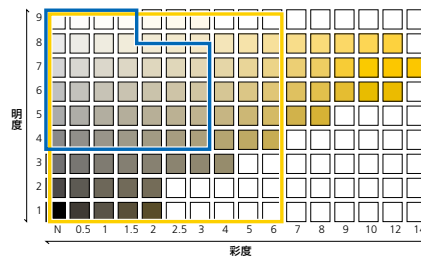
0YR～4.9YR(黄赤)系の色相



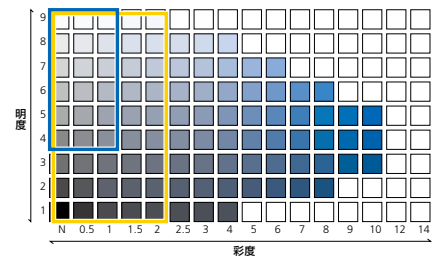
B(青)系の色相



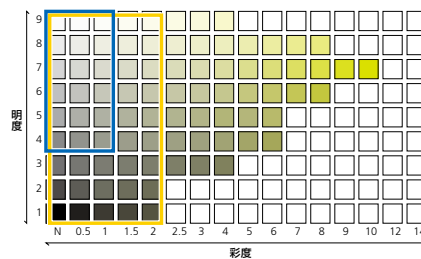
5YR(黄赤)～5Y(黄)系の色相



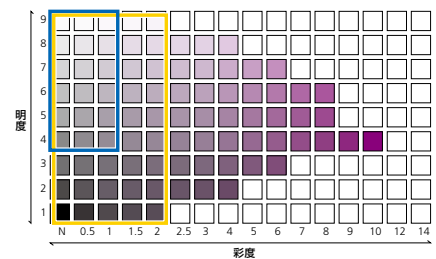
PB(青紫)系の色相





5.1Y(黄)系～GY(黄緑)系の色相



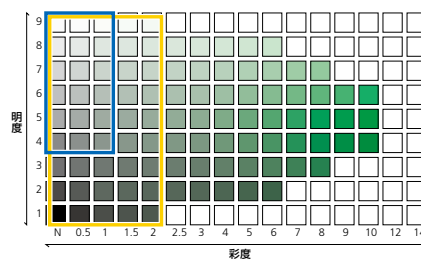
P(紫)系の色相



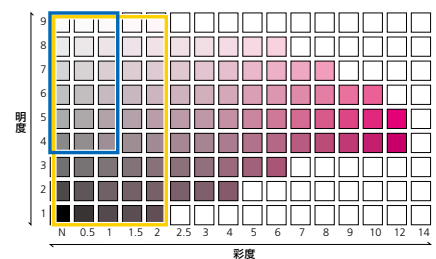
凡例

-  外壁基本色の使用可能範囲
(外壁の4/5はこの範囲から選択)
-  外壁強調色の使用可能範囲
(外壁の1/5以下で使用可能)

G(緑)系の色相



RP(赤紫)系の色相



08-2

大規模建築物等（景観条例による事前協議案件）の色彩
…国会議事堂、迎賓館、絵画館の眺望の保全に関する景観誘導

誘導区域

以下の区域では、この色彩基準が適用されます。

制度	区域の範囲
国会議事堂、迎賓館、絵画館の眺望の保全に関する景観誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国会議事堂 ・ 迎賓館（赤坂離宮） ・ 明治神宮聖徳記念絵画館 保全対象建築物からおおむね4kmまでの範囲とする。

目的

- ・ 我が国の近代化の過程で、首都東京の象徴性を意図して造られた建築物は、その周辺を含め、今日も風格ある景観を形成しています。
- ・ これらの建築物を中心とした眺望が保全されるよう、当該建築物の周辺で計画される建築物等の規模、色彩等を適切に誘導することを目的としています。

保全対象の色彩

●国会議事堂

- ・ 暖色の色味をもった石材で構成されています。マンセル値で9.0YR7.0/3.0程度の色彩です。



国会議事堂（外壁色9.0YR7.0/3.0 彩度:3）

●迎賓館（赤坂離宮）

- ・ 外壁は、低彩度色（5Y7.5/1.0程度）の石材です。
- ・ 特徴ある銅葺きの屋根は、緑青色となっており、マンセル値で10G8.0/3.0程度の色彩です。



迎賓館（赤坂離宮）（屋根色10G8.0/3.0 彩度:3）

●明治神宮聖徳記念絵画館

- ・ 外壁は、黄赤みがかった石材です。マンセル値では、7.5YR6.5/3.0程度の色彩です。
- ・ 屋根の一部に見られる緑青色は、マンセル値で10G8.0/2.0程度です。



明治神宮聖徳記念絵画館（外壁色7.5YR6.5/3.0 彩度:3）

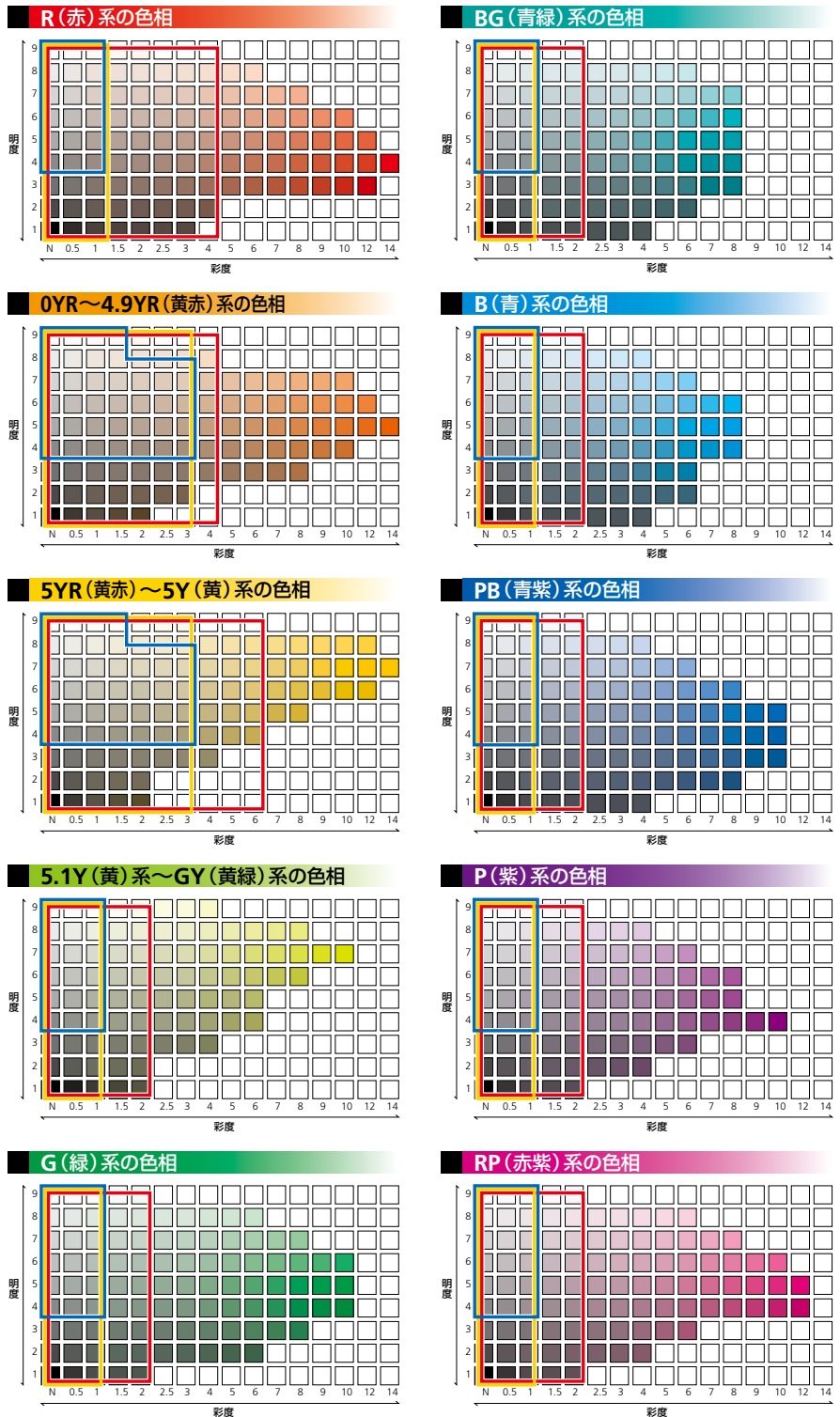
色彩景観形成の考え方

- ・ 外壁の大部分については、眺望の主対象となる建築物の彩度を超えないものとします。（国会議事堂の外壁、絵画館の外壁、迎賓館の屋根の彩度が3程度です。）
- ・ 外壁のアクセントとして用いる色彩については、落ち着きが感じられる中彩度までの色彩を用いるとともに、外壁各面の5%以下とし、主に建物中低層部で用いるようにして下さい。

色彩基準による使用可能色の範囲

基準の適用部位・面積	色相	明度	彩度
外壁基本色	0YR～5.0Y	4以上8.5未満の場合	3以下
		8.5以上の場合	1.5以下
強調色	0YR～5.0Y	—	3以下
			1以下
アクセント色	0R～4.9YR	—	4以下
	5.0YR～5.0Y		6以下
	その他		2以下

※大規模建築物等の低層部には、にぎわいや潤いを創出する空間を積極的に整備していく観点から、色彩の誘導範囲は、原則として、高さ10m又は3階以上とします。



凡例

- 外壁基本色の使用可能範囲
(外壁の4/5はこの範囲から選択)
- 外壁強調色の使用可能範囲
(外壁の1/5以下で使用可能)
- アクセント色の使用可能範囲
(外壁の1/20以下で使用可能)

誘導区域

以下の区域では、この色彩基準が適用されます。

制度	区域の範囲
文化財庭園等の眺望の保全に関する景観誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浜離宮恩賜庭園 ・ 旧芝離宮恩賜庭園 ・ 清澄庭園 ・ 新宿御苑 庭園の外周線からおおむね1kmの範囲とする。

目的

- ・ 江戸時代を中心に造られた庭園は、我が国を代表する景観として今日まで保全、継承されています。
- ・ これらの庭園内からの眺望が保全されるよう、当該庭園の周辺で計画される建築物等の色彩等を適切に誘導することを目的としています。



浜離宮恩賜庭園内部からの眺望

保全対象庭園の色彩

- 浜離宮恩賜庭園 …海水が出入りする潮入の池をもつ大名庭園
- 旧芝離宮恩賜庭園 …典型的な回遊式泉水庭園
- 清澄庭園 …泉水、築山、枯山水を主体とした回遊式泉水庭園
- 新宿御苑 …英、仏、日本の作庭を巧みに組み合わせた風景式庭園

- ・ いずれの庭園も江戸から明治期にかけて整備された風格を持ち、市街地との境界部には、豊かな緑を配しています。
- ・ これらの緑は、樹種等によって少しずつ色彩が異なり、常緑樹よりも落葉樹の方が色調が明るく鮮やかで、季節変動の幅も大きくなります。なお、緑の色彩が安定する夏季の広葉樹の緑の彩度は6程度になります。



旧芝離宮恩賜庭園内部からの眺望

色彩景観形成の考え方

- ・ 外壁の大部分については、各庭園の豊かな緑を生かした景観の形成を図るため、庭園の緑の彩度の半分程度を上限とします。
- ・ 外壁のアクセントとして用いる色彩については、落ち着きが感じられる中彩度までの色彩を用いるとともに、外壁各面の5%以下とし、主に建物中低層部で用いるようにして下さい。



清澄庭園内部からの眺望

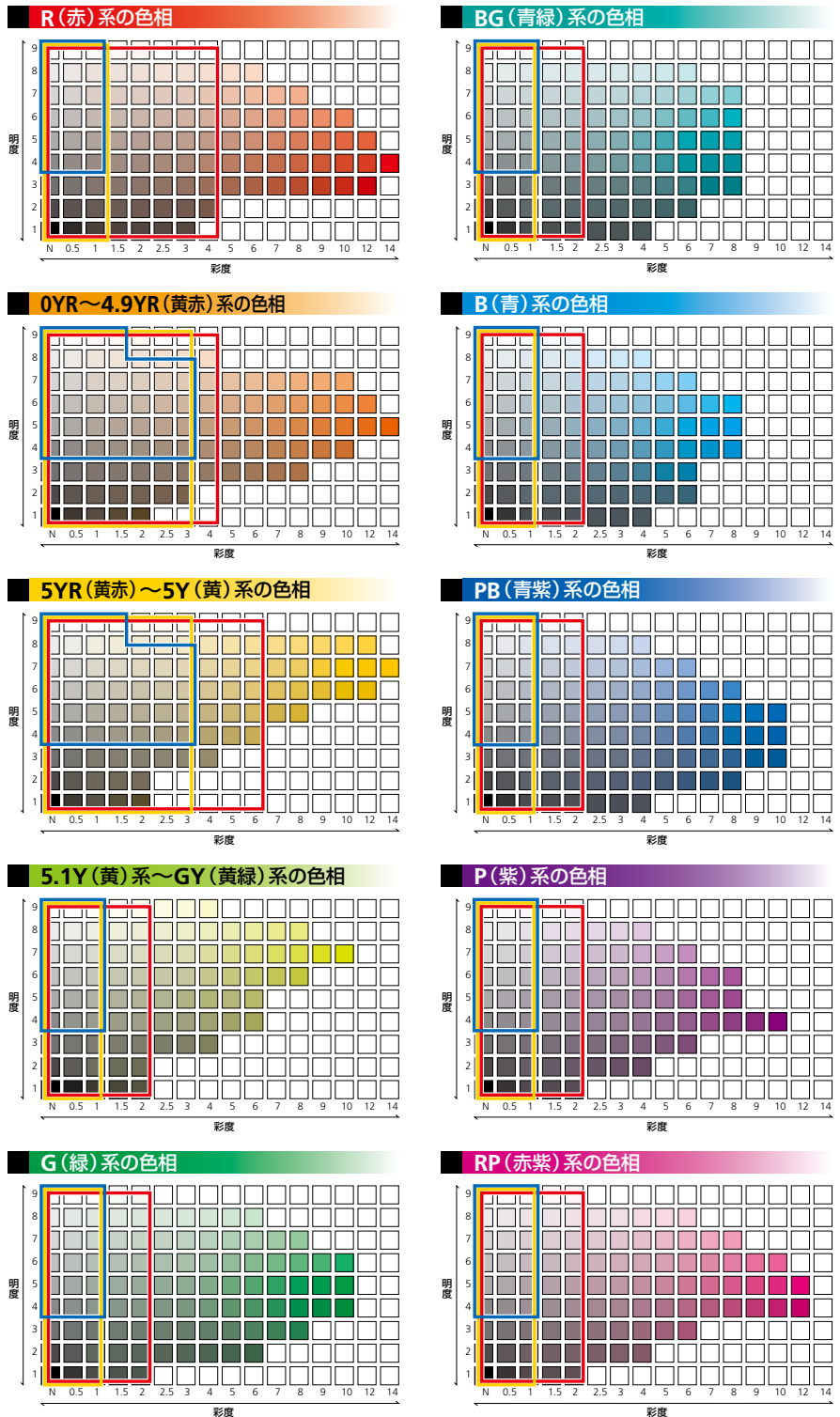


新宿御苑内部からの眺望

色彩基準による使用可能色の範囲

基準の適用部位・面積	色相	明度	彩度
外壁基本色	0YR～5.0Y	4以上8.5未満の場合	3以下
		8.5以上の場合	1.5以下
強調色	0YR～5.0Y	—	3以下
			1以下
アクセント色	0R～4.9YR	—	4以下
	5.0YR～5.0Y		6以下
	その他		2以下

※大規模建築物等の低層部には、にぎわいや潤いを創出する空間を積極的に整備していく観点から、色彩の誘導範囲は、原則として、高さ10m又は3階以上とします。



凡例

- 外壁基本色の使用可能範囲
(外壁の4/5はこの範囲から選択)
- 外壁強調色の使用可能範囲
(外壁の1/5以下で使用可能)
- アクセント色の使用可能範囲
(外壁の1/20以下で使用可能)

08-4

Color Scape Guidelines for Metropolitan Tokyo

大規模建築物等（景観条例による事前協議案件）の色彩 …水辺からの眺望に配慮した景観誘導

色彩基準の対象

以下の区域では、この色彩基準が適用されます。

制度	区域の範囲
水辺からの眺望に配慮した景観誘導	水辺景観形成特別地区の区域

目的

- ・本地区では、水上バス等で観光拠点間の周遊を楽しむことができ、水辺を生かした観光まちづくりが推進されています。
- ・水辺の散策路や水上バスなど、水際や水上からの視点に配慮し、美しく潤いのある水辺景観を誘導することを目的としています。

東京港の水辺の色彩

- ・海や運河などの水域により、豊かな水辺の景観を形成しています。
- ・近年、水辺の開発に合わせて親水空間が整備され、かつては閉ざされた印象のあった東京の水辺に多くの来訪者が訪れるようになってきています。
- ・こうした新しい拠点では、明るく鮮やかさを抑えた色調が多く用いられており、開放感のある東京の水辺を演出しています。

色彩景観形成の考え方

- ・外壁の大部分については、品格のある低彩度色とします。
- ・また、海辺の明るく開放的な景観を阻害しないよう、基本色について低明度色の使用を規制します。（東京港の海水面の平均的な明度が6程度です。）
- ・外壁のアクセントとして用いる色彩について、その面積は外壁各面の5%以下とし、主に建物中低層部で用いるようにして下さい。



水辺景観形成特別地区の大規模建築物等の現況（江東区豊洲周辺）



水辺景観形成特別地区の大規模建築物等の現況（港区台場周辺）

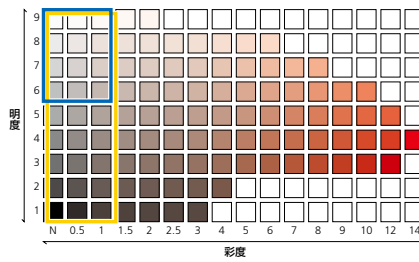


色彩基準による使用可能色の範囲

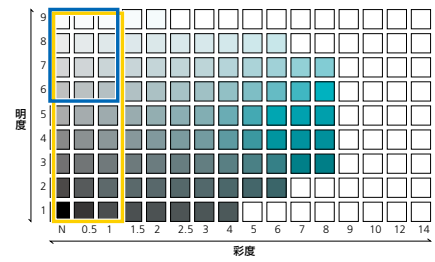
基準の適用部位・面積	色相	明度	彩度
外壁基本色	0YR～5.0Y	6以上8.5未満の場合	3以下
	その他	8.5以上の場合	1.5以下
強調色	0YR～5.0Y	—	3以下
	その他		1以下

※大規模建築物等の低層部には、にぎわいや潤いを創出する空間を積極的に整備していく観点から、色彩の誘導範囲は、原則として、高さ10m又は3階以上とします。

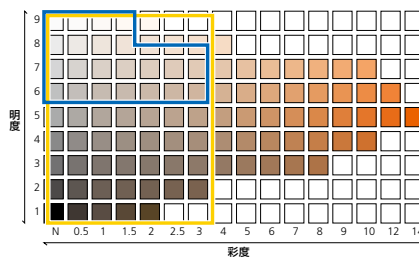
R (赤) 系の色相



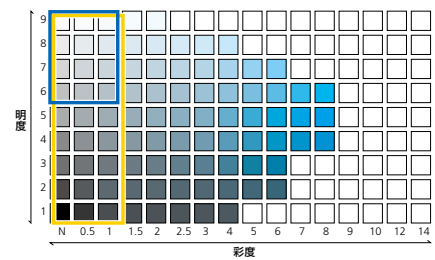
BG (青緑) 系の色相



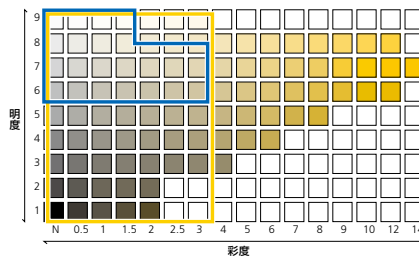
0YR～4.9YR (黄赤) 系の色相



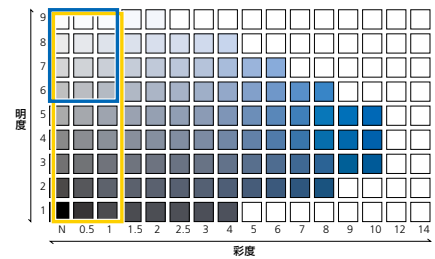
B (青) 系の色相



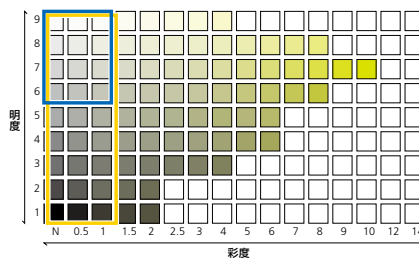
5YR (黄赤)～5Y (黄) 系の色相



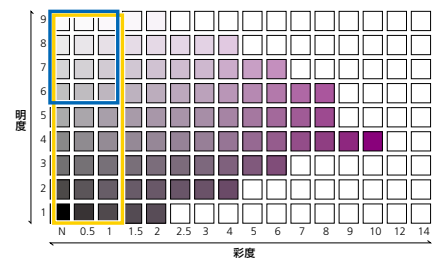
PB (青紫) 系の色相





5.1Y (黄) 系～GY (黄緑) 系の色相



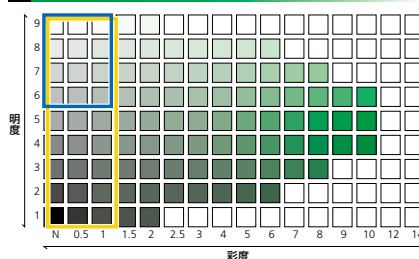
P (紫) 系の色相



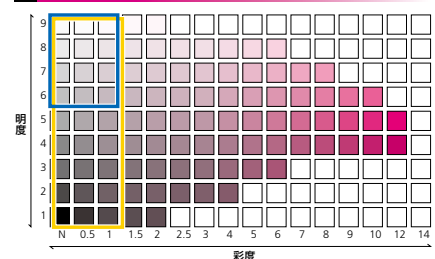
凡例

-  外壁基本色の使用可能範囲
(外壁の4/5はこの範囲から選択)
-  外壁強調色の使用可能範囲
(外壁の1/5以下で使用可能)

G (緑) 系の色相



RP (赤紫) 系の色相



09

屋外広告物の色彩

屋外広告物と色彩景観

屋外広告物の色彩は、商品やサービスに関する情報提供や、来訪者の適切な誘導などにおいて、一定の役割を担っています。

一方、企業のイメージ戦略やCI（コーポレートアイデンティティ）カラーの表現などが過剰になると、周辺の景観から突出した派手な色使いになりかねません。また、そうした屋外広告物が乱立するようになると、街並み全体の秩序や落ち着きが感じられなくなります。

東京には、屋外広告物の色彩が活力ある都市の表情を創り出している場所も見られますが、都市の中で貴重な文化財や自然の周辺ではそれらに対する一定の配慮も必要です。

屋外広告物の景観誘導の考え方

屋外広告物による景観形成を進めるために、景観計画区域全域において、屋外広告物の表示に関する共通事項を定め、地域の景観との調和や特徴づくり、屋外広告物の集約化などを推進します。

さらに、東京の重要な景観資源である文化財庭園の周辺や水辺の地域では、街並みの個性を高め、景観の魅力を向上させていくために、屋外広告物等の色彩について一定の制限を行い、より積極的な景観形成を推進します。

屋外広告物の表示等の制限

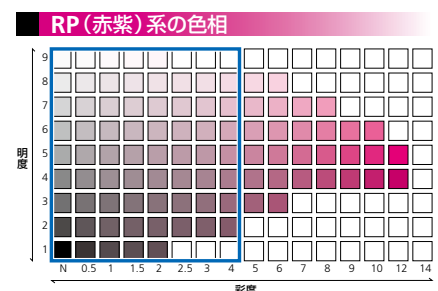
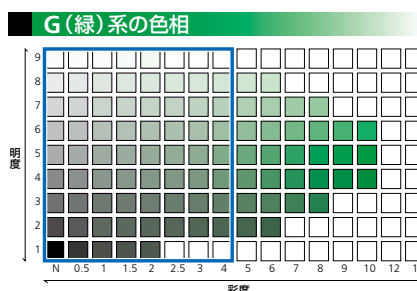
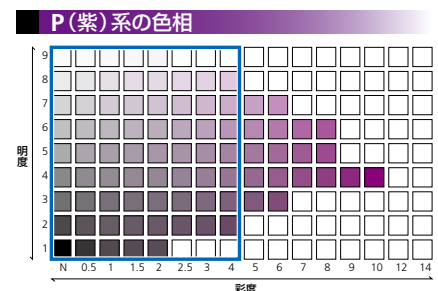
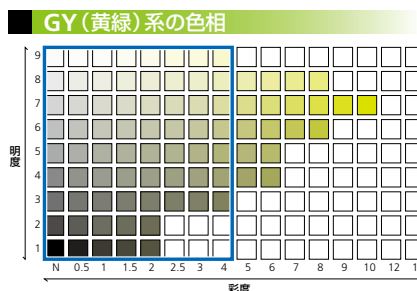
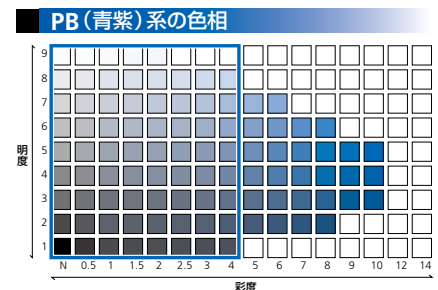
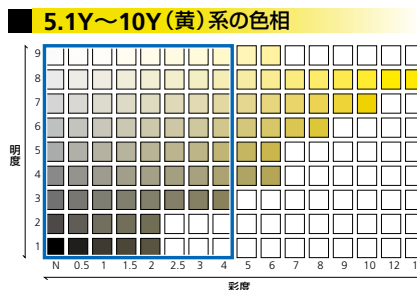
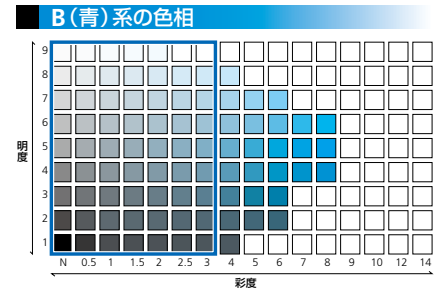
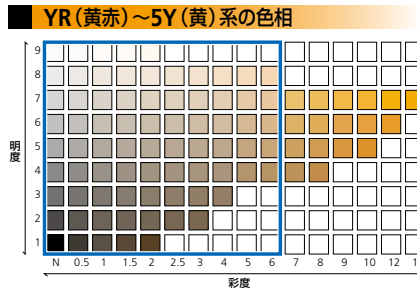
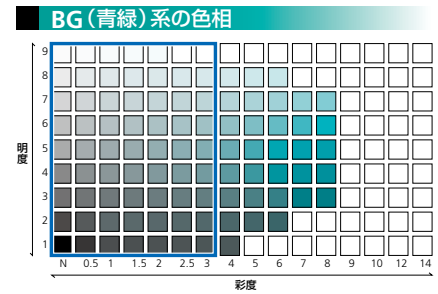
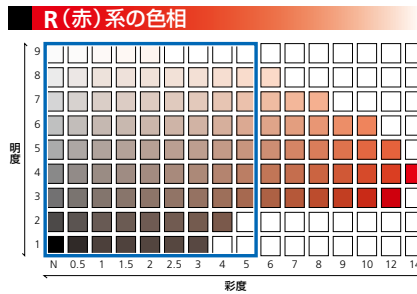
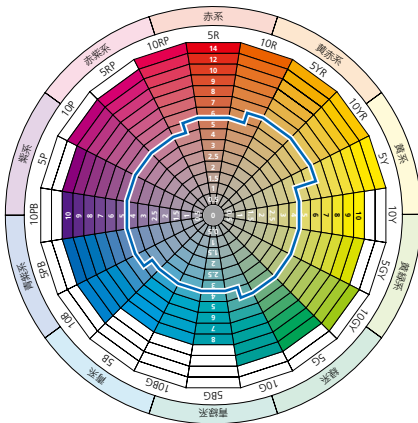
対象地域	区分	届出対象行為と規模
文化財庭園等景観形成特別地区	広告物の色彩	建物の壁面のうち、高さ20 m以上の部分を利用する自家用広告物の色彩は、庭園景観と調和した低彩度色を基本とし、一つの広告物の中で、その表示面積の1/3を超えて使用できる色彩を次頁のとおり定める。
	表示等の制限の例外	建物の背後にある広告物など、庭園内から見えない広告物については、本表に定める表示等の制限に関わらず、表示できる。
水辺景観形成特別地区	広告物の色彩	建物の壁面のうち、高さ10 m以上の部分を利用する自家用広告物の色彩は、水辺景観と調和した低彩度色を基本とし、一つの広告物の中で、その表示面積の1/3を超えて使用できる色彩を次頁のとおり定める。
	表示等の制限の例外	屋外広告物条例に基づき許可を受けずに表示できる広告物には、本表に定める表示等の制限は適用しない。 この基準に適合しない広告物であっても、特にデザインが優れ、水辺景観の形成に寄与するものについては、この基準によらないことができる。

※具体的な規制の範囲図につきましては、屋外広告物許可申請窓口（区、市、多摩建築指導事務所、支庁）までお問い合わせください。

色彩基準による使用可能色の範囲

景観形成特別地区内において、一つの広告物の中で、その表示面積の1/3を超えて使用できる色彩は次の通りです。

対象部位	色相	彩度
屋外広告物の色彩	0.1R～10R	5以下
	0.1YR～5Y	6以下
	5.1Y～10G	4以下
	0.1BG～10B	3以下
	0.1PB～10RP	4以下



凡例



表示面積の1/3を超えて
使用できる色彩

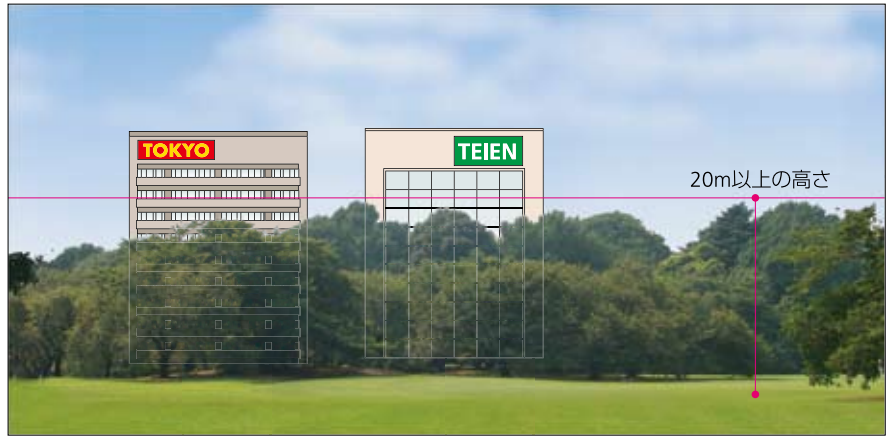


文化財庭園等景観形成特別地区

文化財庭園など貴重な文化遺産を保存・継承するため、庭園などの周辺では良好な景観を形成し、庭園等の内部からの眺望を保全します。

屋外広告物の色彩が、庭園の緑のみずみずしさや季節感を阻害しないよう配慮することが大切です。

高彩度の屋外広告物は、反転表現にして穏やかな色彩を地色にしたり、文字のみの表現として彩度を下げるなどの工夫により、庭園への表情が優しいものになります。

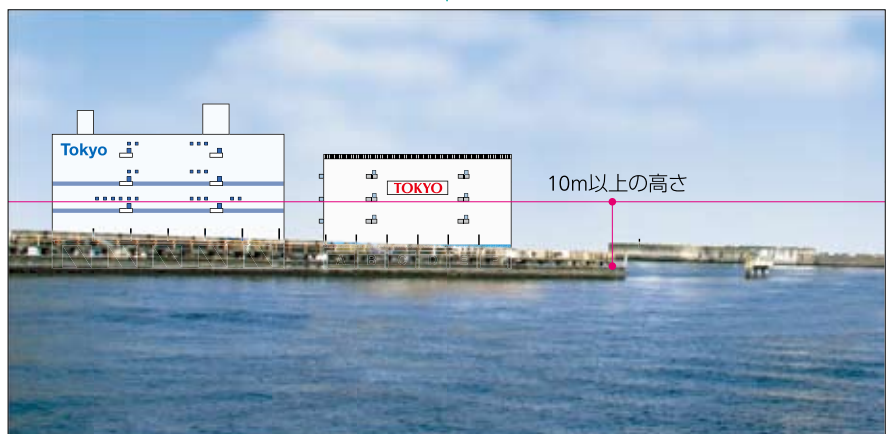


水辺景観形成特別地区

観光振興の視点から水辺の魅力を向上していくため、スーパー堤防や護岸の整備、水域やテラスの活用とともに夜景も視野に入れ、河川や運河に沿った街並みにおいて、良好な景観を形成します。

屋外広告物の色彩が、水や空などの鮮やかな水辺ならではの開放感を妨げないよう配慮することが大切です。

屋外広告物は、明るくすっきりとした印象の色づかいでまとめると、水辺の雰囲気との相性が良くなります。



届出と事前協議の進め方

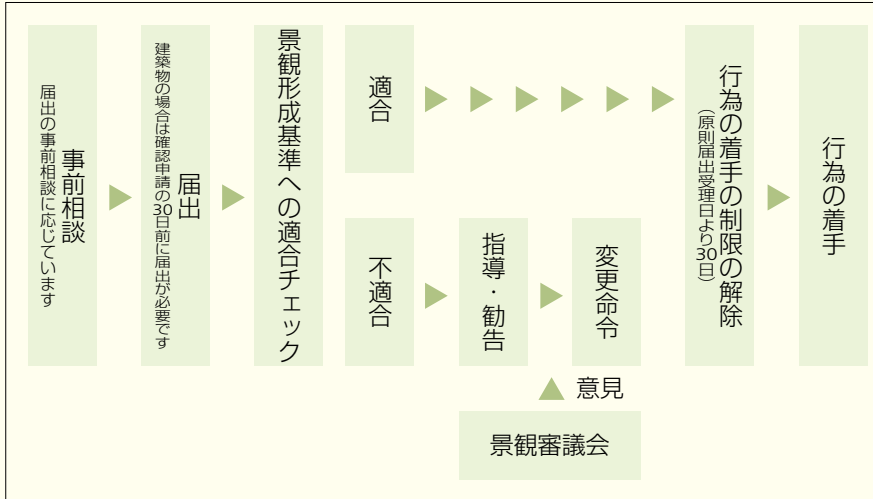


図 景観計画区域内での届出の流れ

景観計画区域内での届出の流れ

景観計画で定められた行為、規模に該当する場合は、景観法及び東京都景観条例に基づく届出が必要になります。

届出から行為の着手に至るまでの流れは左図のとおりです。

景観形成基準への適合チェックの項目のひとつとして本書に示した色彩基準が用いられます。

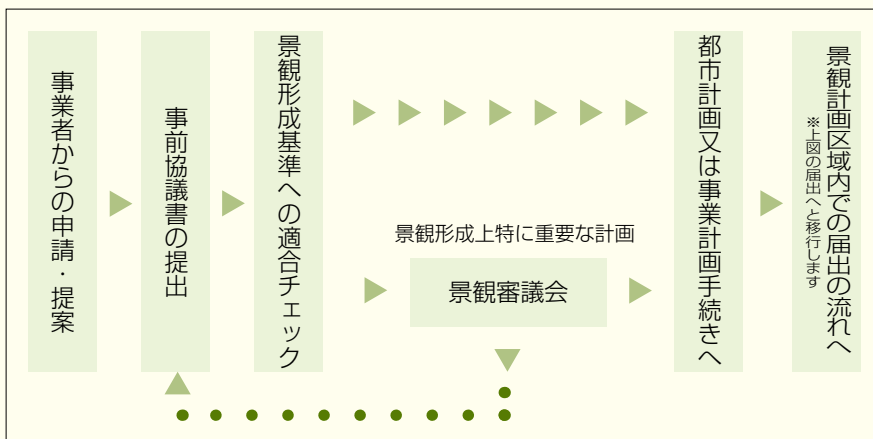


図 大規模建築物等の事前協議の流れ

大規模建築物等の事前協議の流れ

都市開発諸制度など、一般的な形態規制を緩和して計画される大規模建築物等については、左図のとおり、景観の事前協議を経た上で、都市計画決定又は事業計画等の手続きを進めます。

景観形成基準への適合チェックの項目のひとつとして本書に示した色彩基準が用いられます。

・色彩の届出にあたっては、使用予定の外装材料の色彩について、できるだけマンセル値で提示するようにしてください。

・マンセル値による届出が困難な場合は、外装材料のサンプルなど、できるだけ正確な色彩を提示してください。

※なお、この冊子ではできるだけ正確な色再現を心がけましたが、印刷物によるため、実際のマンセル値と図版等の色彩が異なる場合がありますのでご注意ください。



東京都

Tokyo Metropolitan Government

都市整備局市街地建築部市街地企画課 〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 電話 03-5388-3265

ホームページアドレス <http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/>